

字義と職掌とは頗相當仕候歟と奉存候

今之侍官は人掌常侍規諫拾遺補闕と有之意に相適可申候に付右之大意を以、元田高崎へも遂示談候處爲差意見も無之、此餘は御人撰に因て得失有之候迄之事と申位に御座候故、一應供尊覽置候間、尙御熟慮被下候而、明日にても御決議相成候様奉希望候、書外明朝宮中にて可得拜晤、爲其勿々頓首再拜

八月十六日

博文拜

大久保參議殿

親展

雲揚艦事件に就き黒田清隆全權大使として朝鮮に往か

んとせし際輸送事務に關し大久保に送りし書翰

黒田電報一覽仕候處、神戸にて石炭積込不充分之趣にて、運漕船別に差出吳候様との趣に御座

候へ共、末文に情實書翰にて差出したりと有之候に付、右書翰相達候上、船は出帆爲致可然事と奉存候、空船にて對州まで差遣候而も無益に付、いづれ書翰にて石炭積込等之事も可申來儀と被推察申候、前島面會之上は、船之用意丈け相談仕置き可申候、尤明日は延邊館一條にて正院は休暇之筈と奉存候に付、前島拙宅へ罷越候様御命被下間布候哉、尤明朝同人正院へ罷出候上、宿直之者より申聞之手筈に御命置被下候而可然儀と奉存候

御病氣、精々御加養可被成候、此雪天に御座候故、殊更御注意有之度存じ候、勿々拜復

一月十一日

博文

大久保殿

私は今曉六時頃より遊獵に出掛け、黄昏に罷歸申候、昨來の雪にて終日半身は雪中に埋り居隨分困窮仕候

遣韓運送船に關する事項並外國人新聞發行事件に就き

大久保參議に送りし書翰

書翰

五三

五二

今朝前島來訪に付運漕船之儀相談仕候處、時日遷延しては黒田對州解纜後着船可致様相成、不都合と奉存候に付、事情詳に相分り不申候へ共、兎も角石炭を差送候儀緊要と相考、神戸滞在の船に同港にて石炭買入積込候手數迄相濟候處、過刻別紙之通取計置候趣同人より申越候に付入貴覽申候、石炭代價船賃等は追而計算之筈に仕置申候、右にて惣體不都合は無御座候や、爲念相窺置度候

元老院雇之外國人ブラックなる者、此節無許可にて日字新聞發兌候に付甚不都合に奉存候、早速尾崎へ一兩日前申聞候處、已に内務省にても氣着居候事に付、直に着手差止め可申との事に御座候處、今日警視廳官員澤某同行延遼館へ罷越容易に着手候て跡にて政府御動議有之候時は同廳甚迷惑可仕事に候處、充分熟議之上御下命相成候儀歟と申事に付、無論動議無之事に候へ共、着手之順序を誤る時は不都合に付、明日正院へ出頭、尙遂細議上に手順相立置可申に付き同人に參官の趣申聞置候

閣下御病氣に御座候へば、天氣之模様になり自然御出頭相成候へば大に好都合と奉存候、爲念此段申添候、爲其勿々拜具

一月十二日夜

博文

大久保 盟 臺

河野元老院幹事出張の件並警視廳と東京府との事務分掌に關し大久保參議に送りし書翰

河野幹事出張之儀に付昨夕御相談申上置候末、巖大臣へ書面にて申上置、今日參朝細々に言上候て、兩大臣より司法卿へ御直々御談示相成候處、隨行なれば意存無之趣に返答有之候由に御座候處、等しく一等官にて隨行と申は不都合、且兩人に於ても或は不承知不申儀も難圖に付、同行賛輔位にては如何に有之歟と申上試候へ共、何れ今夕條公先生へ御面會に相成候前約有之候に付、其節御相談相成べくと御沙汰に付其儘に仕置候處、終に如何御決定相成候哉、出發も餘日無之事に付相窺申候

本日川路大警視へ面晤候處、過日御發表規則に付、東京府と實際事務引分け方協議行届兼候趣兎角不折合にて甚だ不都合之儀に御座候へ共致方無之、右實際分界方内務省へ伺出同省より正院

書翰

五五

に上申相成候へば、正院にて分明に可致指令と申聞置候、右にて御意存無御座候へば早速其手順に爲仕可申候

別紙書怙は關口隆吉より差越入貴覽申候、横山俊彦一條に付而は、同人より頗上品なる書通、今更汗顔慚愧之至に御座候へ共致方無之、必竟知人の鑒識無之より生じ候事に付、關口に先だち私罪を待つ外有之間布、不都合至極恐入候次第に御座候、餘は讓拜青、勿々頓首再拜

十一月十一日

伊藤生

大久保殿

文久二年長井雅樂左遷に關し時山直八山縣狂介兩氏に送

りし書

(時山直八は松下村塾出身、馬關防備の築造者、會津征伐當時の參謀)

文久二年伊藤公江戸にあり、京都の同志に當時の状況を報告せしもの、其の中に老姦極賊とあるは長井雅樂を指す。

老兄御歸後、江城の風光別段相變り候事も御座なく候へども、彼の老姦極賊、過る十一日終に

左遷せられ、天下萬民の爲め賀すべき事に候、最も右に付、君上より仰せ立てられ、極賊在勤にては人心不服、加之建白の主義相立ざる事に付、若し左遷の策行はれざれば、御周旋もなき以前と申位に仰立てられ候へとも相調ひ申さずと關宿より御返答相成候處、彼の老姦役宅にて米夷應接いたし、其節他の閣老申合せ、即座に一決致し、終に右の策に相決し申候由、追て旗下の士、其外幕吏人材の御選舉も、内々仰立てられ候由にも竊かに相伺ひ居候處、此事は確と取留め不申ゆゑ、他言御無用に下さるべく候、只今の都合に御座候へば當地の模様は随分面白參り申べくの處、只々關西の風景如何とのみ焦心勞思の事に御座候、追て京都より罷下り候人も之あり、間々事情承り候へ共、是以て事實相分り兼、それとても直に駈出し候譯にも參り申さず、尙又世嗣君様、昨日御登輿濟、京都へ御立寄り之ある由、大に妙と奉存候、佐々木男也君も今日俄に一決いたし、上京論に相成り、只今より發足あり、書外幸使に付し申すべく候、幸便も候はば關西の風光御申越し被下度、申上るも疎かに候へども報國の御忠勤肝要に奉存候也、

舜拜具

時山老兄

山縣老兄

(參考)

華翰拜讀致し候陳ば今回故伊藤公の著作全集御刊行の御企畫にて同公爵の執筆に係る扁額其他書類御懇望之趣御申越に御座候處右は去歲大震火災之際五番町邸類焼と共ニ燒失致し甚遺憾至極に存居る次第にて手許に無之候右御了承を得度御回答迄如此に座候勿々敬貝

十二月十三日

山縣伊三郎

伊藤公全集刊行會御中

明治二十九年八月辭職の際黒田伯に送りし書翰

一昨日は長時間の會議終に不能得良結果、遺憾之至に候得共、事情不得止次第に付、其席にて明言仕置候如く、昨朝辭表捧呈之爲參朝拜謁の上、過日來之顛末及奏聞速に御允許を奉仰置退出仕候處、昨夜田中宮内次官より以書面辭職之不得止儀御聽許可被爲在、就ては閣下臨時總理大臣

被爲仰付候筈にて御内意被仰傳候處御承諾相成候段通知有之、大に安心仕候、實に御苦勞之儀萬々拜察仕候得共此際小生に於ても不可如何共心事御諒察之上爲國家御盡力之程偏に懇願之至に存候、尙又小生は多分今夕大磯へ出懸可申之處其前一應參上萬謝可申入筈に候得共、却て御邪魔と存じ候て差控其中此時機經過後緩々得拜鳳御禮可申上候勿々頓首

八月二十九日

博文

黒田伯閣下

井上毅推薦内奏に關し徳大寺侍從長に送りし書翰

明治二十一年、憲法起草終り、井上毅を樞密顧問官に推薦せんとして内奏を囑せしもの。

肅啓時下炎威如燬、兩賢臺愈御清榮御忠勤敬賀至極に候

陳者一事煩尊聽仰御高配度、井上毅事近日以病氣辭表捧呈之趣、昨日接細報、當路素より至當之御評議可有之職外餘計之汚喙を容候事萬恐懼之至に候得共、至情不得止愚衷及陳述候間不惡御汲

察可被下候、同人は如御熟知忠實無二の人物にて、殊に國家有用之學識を有し、明治八年以來岩倉、大久保二老之親任を受し而已ならず、樞機之事務殆無不與、十有餘年間軍國之大計に關する機密之文案十中七八、同人の起草に有之、二老薨去後博文其遺圖を繼ぎ纔得守其職候も同人の助力を受候事蹟不可枚舉と存候、就中立憲組織之計畫及憲章立案の重事、字々句々其滿腔熱血を濺ぎ候と申而も過言には無之候、同人之功績は勿論既に

聖鑑に明瞭なる事に有之候故、喋々申上候に不及候得共、此際進退之御處分可被爲在に付而は、萬一之御參考に願上候儀は、仰願くば樞府の顧問或は宮中顧問を以貴族院勅撰議員兼任に御採用相成置候得ば、將來尙御用立可申と奉存候、是等之事閣臣に御諮詢被爲在候儀にて、職外之小臣越分之迷言に候得共、同人身上に付而は小臣關係不一候故、愚衷難默止爲めに兩賢臺閣下迄呈一書候間、便宜御執奏願上度候、早々頓首

七月十七日

博文

徳大寺侍從長殿

元田樞密顧問殿

日露開戦の際伊藤公大廟に参拜して桂首相に送りし書翰

昨日は辱光臨、匆々離別、言不盡意、此際特察繁劇、萬事爲君國御注意無遺漏、小生神廟参拜を終り、直に歸京可得拜晤、別紙の一詩は、小子滿腔熱血所濺也、車中執筆不如意、乞諒恕

十三日夕六時

博文

桂首相侍曹

心誓

臣是忠狂世勿疑、奉君孜孜無不爲、虚心只願神明鑒、披瀝赤誠豈敢欺

甲辰二月十三日、將謁神廟、車中賦寄元勳諸公及内閣各大臣、敢乞諒察

博文

明治四十二年滿洲旅行前桂總理大臣に送りし

書翰

六一

書翰

貴翰拜誦仕候、如貴諭一昨夕は伺候長談中舊痾卒發、意外之御配慮奉懸、恐縮之至に不堪、乍去於小子は他處に於て偶然發病仕候事、時不容易面倒惹起仕候事不容疑、御迷惑相懸候事は萬々恐懼之至に候得共、小子に在ては無此上仕合と奉存候、候爵令夫人へも其中參堂謝罪可仕候得共、不取敢閣下より宣布御傳言可被下候、末松娘へは昨日詳細申聞置候、唯今尙亦兒玉來訪に付委詳同人へ及依頼置候間御聞取可被下候、井上勝之助も今朝來訪愈千代子相續之事に内定之趣に候得共、末子病氣之爲完結と申事には無之、世外翁夫婦勝之助間は相纏り候由に有之候

旅行之事外相と御相談被下、異存無之趣奉萬謝候、小子本日午後可成歸磯仕度候、一兩日中出京外相可得拜晤候間、同相へ御傳可被下候、尙亦閣下或は外相中英大使御面晤相成、英政府之意向御聞取相成度候、書外は讓拜光勿々奉復

十月十一日

博文

桂首相閣下

政友會内閣組織に就き井上伯に送りし書翰

明治三十三年八月二十五日、公政友會を組織するや、豫て辭意ありし山縣首相は、九月二十日、辭職の内意を奏上し、井上伯の斡旋を以て公の出慮を懇懇した、勅旨亦井上伯を通じて公を立たしむるに在りしが公は準備未だ成らざるの故を以て之を固辭した、然るに九月二十六日、山縣首相正式に辭表を奉呈したるを以て、詔命の公に降ること再三再四、公遂に辭するを得ずして内閣の組織に着手し、井上伯を以て藏相に擬せしに、政友會創立委員の一人たる渡邊國武子之に不満を懷き、政友會を罵倒して脱會を仄かし、政友會は創立早々大醜態を暴露し、内閣組織の企圖さへ畫餅に歸せんとした。是に於て、井上、金子、田中、岩倉等の斡旋となり、渡邊子の藏相候補者確定、心機一轉となり、事落着を告げた。當時之に關して公より井上伯に送つたものである。

尊翰拜讀、如貴諭渡邊一件に付而は、田中之處分意外之事に而、一旦は實に當惑仕候、現に小生へ内閣組織被命居候事乍承知、如斯不都合至極之取計は、三尺の童と雖易解事を一言之相談にも不及、其上先以其命を渡邊へ傳達し、其上に而御互兩人へ傳達する仕組杯に至ては、順序顛倒も甚敷と存候、幸に小生は之を拒絶し、始より御互には傳達之事無之ものと爲致候へ共、實に危険至極の次第に有之候。政友會中にも物議紛々、之に對する憤慨は異口同音に起り候趣、一面に考察すれば尤之事に候得共、此論をして蜂起せしむるときは、醜態を益露發し、結極内閣組織處には無之と存候故、罪を小生一身に歸し其統御の不行届に對し會員等寛恕するや否と云を以て當

り候事に申合置候、何分細縷之事情、曲折不一、筆紙に難盡候故、今朝金子男爵を又々差出候事に致置候間、御聞取願上候。

朝鮮事件も相片付候趣山縣より昨日報來、病氣さへなければ最早御辭退可申上口實も殆無之に際し、政友會之事情如斯、泣くにも泣かれぬ有様、獨り大歎息に不堪候、彼等一人も國家の安危得喪より見を起すものなく、何れも一身上より名榮とか、汚辱とか、勝手の名稱を以各好地位を得んと内心に希望し、表面根據のなき理窟を故らに造爲するに過ぎず、而して又一人も憂國の至誠より國政の經畫手段等を胸中に案出するものあるを見、唯他人に依頼して榮達利祿を貪るに過ぎず、如斯連中を相手として國家非常の際に、重責にら膺んとする自箇の愚忠は、天憐を仰ぐの外無之と悲憤に不堪候、巨細は拜晤ならでは到底難盡勿々拜復。

十月十三日

世外大伯閣下

博文

再伸、昨日は好物之兩品御惠贈不堪萬謝又本多を今朝迄留置候は、段々申合之事有之急に御返事難申上爲に有之候、不惡諒察是祈

明治三十三年十月、伊藤侯内閣組織の大命を拜し、井上伯を以て大藏大臣に内定せらるゝや、渡邊國武子已れが希望に反するを以て、大に不平を鳴して伊藤公に反抗したり、依て岩倉侍從職幹事窃に渡邊子を其私邸に訪ひて説諭しければ、彼は終に心機一轉の奇劇を演じたり、此書翰は即ち當時伊藤公より井上伯に送られたるものなり、今之を一讀するに、伊藤井上岩倉渡邊の四氏は已に黄泉の客となり、最早此世の人にあらず。當年の内閣組織の困難も昔日の夢となり轉た懷舊の情に堪へざるものあり、聊か當時の情況を略記して學友小池靖一氏の請求に應ず。

大正八年五月二十三日

溪水金子堅太郎識

國民協會改進黨握手に關し西郷内務大臣宛書翰

唯今は辱光臨鳴謝不甞候。國民協會改進黨と連衡及品川子爵が國民協會に向て日本協會を幫助せよとの意味は條約改正を破壊することに盡力せよとの意味を含蓄するが如くに相見へ候、探偵書果して事實なるや否は可成今日中御探聞奉願度候、此事は實に重大事件と被存候。早々頓首、

十一月念八

西郷大臣閣下

博文

内閣改造に就き西郷海軍大臣に送りし書翰

拜啓目下軍國之都合及前途戦後之大計上此際樞密院議長補闕相成隨而共後任等之都合も可有之候故、此際黒田伯を樞密院議長に被仰付、渡邊大藏大臣を逓信大臣に被仰付、松方伯を大藏大臣に被任候事、先般來密々經畫仕候處、既に遂内奏蒙御裁可候に付早速に當地に呼出可申候間此段御承知可被下候、爲其、早々頓首

三月八日

博文

西郷海軍大臣殿

日清戦争中西郷陸海軍大臣に送りし書翰

第一信

明治二十七年十一月六日、東京駐米公使ゲンより、本國大統領の訓令を受け、日清戦争を此儘に放置し、日本の進撃を制する道なきときは、歐洲諸國は日本に不利なる態度を取るに至るやも計られざれば、米國は東洋平和の爲めに仲

裁の勞を取らんとす、日本政府は果して應諾するやと照會し來つた。當時總理大臣たりし公は、外相陸奥と協議し、之が回答案を作成し、東京より、大本營露下の西郷海軍に囑して執奏を請うた。此書翰がそれである。

歸京前大略及御談話置候米國大統領より日清兩國間の調停之勞を執らんとの勸告に付、其後回答及遷延置候處、大統領より東京駐米公使へ直接に電訓相達、速に我政府の回答を聞き可及回電旨催促有之候趣に付、此上難及延引、則別紙之通回答案起草今晚最終汽車にて井上勝之助に爲致携帶差出候間、御一讀の上即刻御奏聞相成

陛下之叡慮御伺被下度候、本大臣外務大臣と協議の上、右回答案萬不都合無之と致決定候に付、此段御合至急御取計被下、於

聖慮御意見不被爲在儀に候得ば、其旨直に井上勝之助へ御申聞相成候後は、同人より即時電報に而及通知次第米公使へ可及回答案に有之候、爲其、早々再拜

十一月十五日

博文

西郷陸海大臣殿

再伸上奏之際は、別に以公式御上奏には不及、電信回答之事に付、口上にて御奏聞相成、右回

書翰

六七

答案に而宣布との御沙汰に候得ば、其旨井上へ御申聞に而事足申候

第二信

明治二十七年十二月二十日、北京駐劄米國公使デンビーより東京駐劄同國公使ダンに電照あり、清國政府は日清講和使節として張蔭桓、邵友濂の二人を派遣するに決したから、日本も同様に使節を命じ、便宜の談判地を指定するやう建議されたと言ひ來つた、是に於て、我は之に對應する處置を定め、ダンに回答した。左の書翰は、當時東京に在つた公が、廣島大本營の露下に在る海軍大臣西郷從道に執奏を依頼したものである。

過日來之引續に依り、尙亦米國公使を通じ清國政府より全權派遣之儀、別紙之通照會し來り候に付、回答案起草、仰勅裁候爲、鮫島秘書官に爲致携帶届出候間、至急に御伺定被下度候

會同場所を廣島と申候事に付、或は御不承知歟と奉存候得共、事實は宮島位へ來着之上取極候事は容易に付、先づ廣島と御取極の外無之、末文休戰云々之事は、可成休戰を實行せざる心算に有之候得ば、此事は初頭より蹶り付け候譯に不參候故、會同之上に許否を決することに致置候、要するに此談判は行懸り上不得止候得共、一段破談と相成候事萬無疑儀は豫而御内話申置候通りに候得共、引受候事は不可避儀に有之候、尙愈使節來朝と相成候へば、本官廣島出張詳細之儀可奏聞覺悟に有之候、いづれにしても一月末にあらざれば北京より來ることは出來間布と存候、書

外は鮫島江申合置候間、御聞取可被下候、爲其勿々頓首

十二月二十三日

博文

西郷大臣殿

第三信

明治二十八年三月十九日、日清戰爭の局を結ぶべき彼我講和全權委員たる李鴻章と公等とは殆んど同時に馬關に到着し、茲に愈々正式の會同が開始された。左の書翰は即ち公が現場より廣島大本營なる海軍大將西郷從道に宛て交渉經過の奏聞を依頼したものである。

謹啓

聖上陛下益々御昭穆被爲涉、恭祝之至に奉存候、尙又各位閣下にも軍國の機務御鞅掌、不相變御健全之御事と遙賀仕候、小子過十九日午前八時頃馬關入港と前後に李鴻章一行も致到着候に付、翌二十日午後三時を期し上陸、全權委任狀交換之事を及照會候處、如約上陸而會、正式の互查交換相濟候上、彼より一通の覺書を提出し、時日を限り休戰を請求せしに依り、其翌二十一日午後二時三十分を期し、面會之上可及回答旨相約置、我より覺書を以休戰條件として、天津、太沽、

山海關之三ヶ所之占領及其砲臺兵器彈藥之引渡且天津山海關間之鐵道を我軍務官の支配に屬すべきことを以て相答たる所、頗愕然の様子にて、到底實行困難なりとの事情を繰返し致陳述、何歟之に代ゆる條件は有之間布乎と再三申立候得共、休戦の條件としては軍事上の便宜を謀る之外無之候に付、他に便法無之段申聞候處、右條件は到底難引受との事に付、然れば戦争を繼續しつゝ、談判するの外無之、乍去談判中再び休戦論を提出せざる旨確答を書面に而可申出旨申聞候處、一兩日間致猶豫吳候様請求せしに依り、任其意考案之時間を許與致置候、多分今明日中には確答可有之事と信居候得共無論右條件は承諾し能はざること、察するの外無之候、我に於ては休戦を可成相避け候方得策と存候故、不承諾に而も不苦事に有之候、今日迄の大略及密報候間、御奏聞被下度候、爲其早々頓首

三月二十三日

西郷大將殿

博文

第三次組閣に際し海軍大臣の人選に付西郷侯の意見を求

むる書翰

時下寒風凜烈年亦將暮老閣台候萬福頌祝之至也、陳者今回諸公挂冠之故を以、黒田樞相衝震勅大磯草庭に來臨、急速上京せよとの事に付き不取敢勿々參内拜謁仕候處國務一日も非可曠廢を以首相之大任を負擔、速に内閣を組織し宸襟を安んぜよとの懇々之詔諭を蒙り、恐懼不能措候得共、突然たる嚴命即時不能奉答、退而熟慮可仕段申上置退出仕、爾來竊に數輩と熟談を試み候得共、所見容易に歸一すべきにあらず、然るに内外の情勢を熟察すれば内に在ては人心紛亂、外は極東全體危急の秋に臨み終局端倪すべからざるものあり、當此時小子孤忠以て大厦を支持す固より所不能なり、蓋維新以來星霜三十年于茲、小生與諸公共に上至尊の聖謨を奉體し、下三條岩倉木戸大久保諸先輩の遺志を繼紹し、國家の安全を圖り、至尊の宸慮を奉安慰事を期したるは諸公の諒察せらるゝ所なるを信じて不疑、然るに昨年賜歸休以來は諸公の孜孜御盡誠に屬望仕居候外餘念無之候處、豈圖此節之悲況に陥り候事驚愕不啻候、而して率如銜命後圖實に非可克、就中海陸軍務の如きに至りては、萬一人撰其當を失せば、目下危急の情勢に於て尤容易ならざるものあり、是小子が老閣を煩す所以なり、茲に特に桂子爵を派し高見を窺はしめ、且愚見をも陳述せし

むる所以なり、詳細は子爵の口頭に譲る、願くば爲國家爲皇室御熟慮あらん事を希望して不止也、頓首再拜

十二月卅一日

過日は態々遠方に煩尊來鳴謝之至奉存候小生も昨夜横濱一泊同朝歸京
西郷侯閣下 博文

明治十年自得翁病死弔問並に内閣木戸顧問薨去に關し陸奥元老院幹事に送りし書翰

奉肅啓候、時下倍御安康奉恭賀候、過般御來坂被下候節は繁忙中にて勿々拜別、遺憾不少奉存候陳ば此程承候へば、

尊大人自得翁御遠行之趣御愁傷之程不堪拜察候、兼々御病氣之事と拜承不仕甚御無音に打過今更慚愧至極不惡御海容可被下候、當地にても木戸去月來肝臟並に胃の腑病にて難澁罷在、種々療養

仕候へ共終に今朝六時半死去來二十九日埋葬可仕筈に御座候、兼而御懇親の儀御同様遺憾不少奉存候、殊に小生は積年之恩誼も有之、爲公私不堪悲嘆候

西南賊氣も未全殄滅、追々暑氣に向ひ軍人之艱苦思ひやられ申候、昨今之處戰爭之模様は續々官軍勝利之趣、先御同慶に奉存候、京攝事情は中島兄歸京に付御聞取と奉存候、不贅、龜茶乍些少

自得翁御靈前に献呈仕度御領收被下度餘は讓後鴻、乍序御満堂様へ宣布御鶴聲奉願上候

勿々頓首再拜

五月念六

博文

士峰賢兄

日清戰爭中山縣大將に列國の形勢及清國使節來朝等説明に就き陸奥外相に送りし書翰

書翰

山縣大將御面會之上は諸中立國之對我之形勢より支那使節近日來朝折衝經畫之大略及朝鮮井上公使要求之條件等逐一同大將へ御隨意に御談合可被下候、小生參會可仕覺悟に候處無據來客有之、且は老兄より無腹藏御陳述相成候方可然と存候に付今晚は參上不仕候に付萬事宜布御依頼申候也

一月十五日

外相閣下

博文

日清講和條約調印に關し陸奧外相に送りし書翰

密電御示敬謝、廿日内批准交換之事は彼も理由を附して奏電するを見れば、可成實行を試むるものと被察候、本日約文互照の事に付時を定め置かざりし故、檜原を遣し午後何時に來るかを御確め可被下候尤羅伍兩人來る筈に申居候、場所は小生方に參ると申居候へ共不便に付矢張應接場可然歟と存じ候間、中田覺眠後御申付先方へも爲知置候方可然、出席は此方より伊東、中田、檜

原三人を遣しては如何、尤多數の書類に付若し意見喰違ひ等有之ては不都合なれば、小生も立會候ても可なり、去乍先方も書記官之事に付此方も右三人にて可然歟、小生立會候事中田の意見にて可然このことなれば、椅子等を用意し小生寓に取極度候、いづれ共都合克方に仕度候間再應御示可被下候、爲其勿々頓首

四月十六日

外相閣下

博文

輔弼の大義を説て土方宮相に答へし書翰

明治廿四年の春、山縣首相辭意固く、西郷、松方二老を後繼に擬したが、いづれも應諾の模様なく政界は一時不安となつた。是に於て明治天皇は土方宮相を遣はし時の貴族院議長伊藤公に何分の斡旋を御下命になつた。當時公は夫人及次女朝子を伴ひ神戸諏訪山の別荘に在つたので、宮相は聖旨を奉じ四月十八日の夜別荘に公を訪ひ懇談夜半に及んで歸京を勧め、西常盤の旅館に返答を待つた。此の時公が翌十九日書翰を以つて宮相に答へたものである。

昨夜は長談、御疲勞中御安眠を妨げ、恐懼の至奉存候、却説歸京の聖勅に對し熟考仕候處、何

書翰

七五

分斯の如く事態不容易の際、闔外閑職の身を以て閣臣進退に關する樞要機密の御下問を蒙り、所見を奏聞すること、甚だ穩かならざる様愚考仕候、一旦現職總理大臣より奏問を遂げ候上、内閣將來の政策相談有之候事に相成候はゞ、稍其當を得候ものに可有之か、歸京は飄遊の身に於て輕き事毛髮の如くに有之候得共、現に總理辭職の事實は世上に喧傳し、爾來旬餘各位未だ決する所あらず、堂々たる政府遂に爲す所を知らずして、陛下は局外の小臣を徵せられ、歴々大官に謀議せずして却て樞機外の者に輔弼の進退を御諮詢相成候事、大憲の大義に於ても如何可有之か、萬一祖宗に對し天下後世に對しても聖德を煩はす様の事寸毫有之候ては、小臣赤心に於ても甚だ不安事と奉存候、此段御再考を仰度、艸々頓首再拜

四月十九日

宮内大臣殿

博文

豫算及び夏島俗化に關する田中内閣書記官長に送りし書翰

御手簡拜讀、二十一年度豫算取調に付而は新雇外國人之俸給旅費壹萬貳千圓計之増額申立置度候間御加入可被下候他には即今心付候儀も無之候

昨日は黒田吉井兩伯仙窟へ來訪有之、今日は又谷大臣之叩願、彼是相考候へば居所而已之仙場にて、居住する者は非仙、次第に還俗之心持に相成困入たる者と思案中に御座候

明後々廿八日迄には一應歸京可仕候其節萬可得拜晤候勿々拜復

六月廿五日

蓬來島主

青山詞伯

明治二十年夏島より轉地の際田中内閣書記官長に送りし書翰

今晚より富岡へ外務大臣同伴兩三日海水浴に出懸け申候間、緊要之事差起候へば同處へ急使を以爲御知可被下候、富岡行之事は 聖上へ願上御聞届之上に有之候故是亦御含置可被下候

函根邊へ參候事は一應歸京の上にも可仕哉又は彼地より直に飛出し可申哉、其節爲御知可申に

書翰

七七

付、其機に臨み巖谷へ御命被下度候。

此度陸軍大臣より上奏之檢閲條例士官進級條例改正論に付ては、參謀本部之上官邊頗異論有之、三浦堀江等外援之風聞も有之、又一方には桂其外大威張にて雙方犄角之勢を張り、茲を詮度と氣張候模様ニ被聞候に付、知らぬ顔にて少々御探索可被下候、必竟此議論には餘波の影響する所如何と苦慮することに御座候、何分近來多少黨派之形情有之候は頗憂慮に不堪事に御座候、此事他へは御秘置被下度候、爲其勿々頓首

七月十七日

田中賢臺

春 畝

明治二十九年九月第二次總理大臣辭職御聽許の際田中宮内次官に送りし書翰

惠函薫讀仕候、如貴說宿願被爲聞食候事は大勳位の蒙賞典候よりも尙一層聖恩に感泣仕候事に

候、小子心中憂慮國家候事は在官途と否とに於て毫髪も差異無之候得共、人情負端揆之重責候と今日とは眠食の安舒同日の心地に無之候、含雪歸京後圖經營苦慮之事は不堪諒察候、園田安賢進退の事に付御考案御示被下鳴謝仕候、如貴說にて可然と存候間御高配願上置候、宮内大臣へ別に呈書不仕候間老閣より宜布御鶴聲被下度候、早々頓首

九月二日

田中宮内次官殿

博文

明治三十一年九月日韓兩國の間に成立したる京釜鐵道合同條約に基づき我に於て同鐵道を敷設するこゝなれるとき皇室の株式御所有に關し田中宮相に送りし書翰

京釜鐵道株宮内省に於ても御所有相成度との情願は既に御承知之事と存候處、昨夜岡部長職面會之節内話有之閣下へ申入もらひ度と申事は、第一右鐵道株御所有相成事と御決定に候得ば千株

貳千株位之事なれば寧ろ御止め相成度少く共五千株可成一萬株に相願度右不被行候得は精神的之御奨勵に御止め相成可然と云にあり、精神的とは其社長たる澁澤榮一御呼出之上、株券御所有之事は宮内省に於て御都合有之難相叶候得共、右事業は爲國家必要之事にて精々盡力可致と申事に御申傳相成度と云にあり、

右岡部子爵の閣下へ申入吳候様との依頼に有之候

別紙岡部之書翰併而供貴覽候、爲其早々頓首

三月六日

博文

宮内大臣殿

樞機に關する所見に付き田中宮相に送りし書翰

明治三十一年十月末、憲政黨内閣倒れ、十一月八日、山縣内閣成り、同年十二月、手翰を宮内大臣田中光顯に送つて樞機に關する所懷を述べたものである。

過日出京の際には不得拜晤之機、遺憾之至に候、小子目下の心事は、在京中兩回の演説に盡し

置候故、一覽被下候事と奉存候、兩三日中より關西地方へ再遊可仕に付、暫時は御面會の期無之心附之儘一書相認呈左右置候間、御讀可被下候、現内閣諸先生に對し候ては、滿腹の誠心を表し置候故、此上不足を被申掛候謂れば有之間布と存候、實に目下は不容易大切の時機にも不拘、紛争の種時而已に狂奔する隈伯の心事は諒察するに困み候事に候、今の連中には己の過失は總て棚に揚げて人の過失のみ摘發するに汲々たるは小子が所不解に候、是も一定の見識ありて、眞逆の時には國家を背負て立派に遣る胸中成竹あらば格別の事に候得共、平素には深慮熟籌する所もなく、投機的に事に遭遇せば何にか成るべし位の考にて、私利只是争の徒而已には驚入たる事に候如斯の形勢にして萬一も今の内閣失敗するが如きあらば、到底如何なる内閣が出来候ても數月を不出して同一の運命に出會するは必然に存候故、乍恐 聖上陛下にも篤く宸衷に於て御熟慮不被爲在ては如何共難致に至らんことを懼れ申候、萬々無之事に候得共、前條の場合に御下問を蒙り候共、到底微力の所及に無之と日夜苦心に不堪候、過日拜謁の際にも、大略右様の儀は及奏上置候得共、尙老臺へ御含迄に前願仕置候間、御聞置可被下候

皇太子殿下御婚儀之事も頗關心頭候間、可成速に御聞合可然人體御見立肝要と奉存候、二位局常給の金額にては、何分相足り不申趣傳聞、甚氣の毒に存居候間、年額一萬金も御増加之儀御取

計相成度候、萬一規則とか何とかにて難被行事情も有之候得ば、聖上又は皇后兩陛下の間にて御手許より下賜相成ても不苦と存候、實際骨肉の國母には相違無之、天稟の御孝心、上にては御垂憐有之可然事と奉存候、心附の儘申上置候、書外は他日讓拜光可申候早々頓首
 從前總理大臣を勤たるものには宮内大臣より年々御手當有之候處大隈退職後は如何御待遇相成候や、不公平無之様協議の上聖慮に御伺可相成儀には無之乎、爲念申添候
 十二月十四日

田中宮相關下

博文

先帝尙ほ東宮に在し、こき御成婚に付き田中宮相に
 送りし書翰

不得止事情有之、昨夕俄然出京今夕歸磯不得拜晤之機遺憾之至に候處、御結婚御發表之要急情態は山縣首相にも及陳述置候間、御協議之上再應御奏聞被下度候、小生明後日出發西遊可仕候處

其前御一決無之殘念に奉存候へ共是又無致方、昨日東宮殿下大磯へ御來遊頻りに御催促有之候得共不任心底、尙此上老閣之御盡力所仰に候、爲其早々頓首

四月九日夜

博文

田中宮相關下

明治三十二年大倉喜八郎の獻金に就き田中宮相に
 送りし書翰

只今參朝可得拜晤心得之處已に御退出後に付別紙内々入貴覽置候、本人も今年還曆之壽に達候趣にて何乎爲公益投私財度志願有之所、謂衣食足而知禮節者乎と存候間、若於閣下御異存無之候上は表面願出度由に候、畢竟世上普通之場所に依頼候ても不足措信は勿論又多少名譽を博せんとの底意も可有之乎に被察候、詳細は面會御相談可仕候間一應御閱覽相成置度候、五十萬の義捐は随分思切りたる事と視て可なるものならん、爲其勿頓々首

書翰

八三

四月廿九日

宮相閣下

博文

永平寺勅額に關し田中宮相に送りし書翰

拜啓日々公務御多忙恐察仕候、特に本日は好天氣なるが爲に、觀櫻の御宴も極て盛況陪宴の内
外人も満足無此上事と遙察仕候、茲に一事煩貴聽度、左に申上候間、御取調被下候様願入候、越
前永平寺元祖承陽大師は、先年小子在職中、親鸞上人に大師號御下賜と同時に被行候事にて、彼
は永平寺の元祖より僅に數年前に被死去候爲、其年紀祭に當り、見真大師の勅額を當時に賜り候
處、承陽大師の年紀は本年の趣にて、大師號同時に御下賜の比例に依り、此節承陽の勅額を及内
願候由傳聞、且依頼も久我家より承及候間、可相成は無不公平様煩尊慮候、いづれ明後日は、小
松元帥宮御解纜、横濱迄御出張と存候故其節拜晤、尙委細可申上候早々頓首
四月十七日(明治三十五年)

田中宮相閣下

博文

明治三十五年法典調査局副總裁交迭に就き田中宮相に
送りし書翰

昨日土方子爵を副總裁被仰付度及奏聞置候事は已に閣下に於て御承知に有之候處、黒田侯爵内
内大に希望有之趣にて貴族院書記官長太田峰三郎態々來磯に付一應内談相試候、土方へは小生よ
り一言も未申通事に付萬一も 聖慮に被爲在候ても同侯を被仰付候方御異存不被爲在儀に候得ば
大家之俊秀を引立候事は小子に於ては差支無之、土方先生は澹泊の性質且随分煩敷考候事とも存
候間、聖慮と老閣之高見次第に可仕、内密に太田差出候間御聞取被下度候、爲其勿々拜具

八月三十日

宮相閣下

博文

書翰

機關砲並十三重塔に關し京城より田中宮相に 送りし書翰

明治四十年一月韓太子嘉禮祝賀特使として田中伯が朝鮮に出張したが、高麗朝の舊都なる松都(開城)に大理石の十三重塔があつた。是は今より六七百年の昔高麗王が元の皇室より妃を迎へた際皇女が引出物として持参せしものなりとの口碑がある。其京城にあるものは俗に蠟石の塔と稱し、加藤清正が文祿の役にこれを見て垂涎措く能はず、戦利品として持歸らんご上の三重までは地面に下したが、其重量に閉口して止めて了つた。其三重を下した儘尙ほバゴダ公園に京城の一名物となつて残つてゐる。其松都にあるものは伯の特使として出張せる際、佛蘭西人が地方の官吏に請托して之を本國に持歸る計畫あるを開き、美術保護に熱心なる伯は此國寶を外人の手に渡しては一大事と中央政府に交渉し、長谷川大將なども其間に周旋する所ありて終に韓帝の承諾を得、巨額の費用を投じ之を荷造りして日本に輸送し帝國博物館内に納めた。然るに遽に油揚でもさらばれた感を起した佛人始め他の外人等も一齊に非難の聲を放ち出した。以下の二通は其の時に伊藤公の書かれたものである。

寒威追日相減如當地は溫度六十度内外野邊柳色含翠頗好時節と相成申候、東京も定而同様と拜察仕候、乍去人事は時候と不相伴早晚公務御多忙と遙察仕候、小生着任來日夜多數の來客に被忙殺未だ皇帝にも一回正式の謁見を遂げ候迄にて、國務上の談に涉るの暇無之候、昨日長谷川大將歸京の途に上り候處出立前皇帝より有阪製の大砲數門購買(買?) 斡旋依頼有之候由之處、其後代價拂出之事に付小生より宮相へ及質問、結極右金員支出之方便無之との事にて中止申來候處、

實際在韓日商阿部準輔と申者に相命購買の手段を執り候赴不都合の事に相成候に付、大將出立に際し愚見及開陳置候間大將より及御相談候得ば宜敷御協議被下度、例の石塔の一件も有之候故萬一相叶候事に候得ば我帝室より數門の機關砲代價は一萬圓餘りに可有之由に付韓帝へ御贈與の御取計相整候得ば好都合と奉存候、兎角長谷川大將御協議に御任せ可申候間御合置可被下候、尙又長谷川大將より勸告の結果韓國門閥の子弟輩數名近日出立觀風の爲視察の名義にて東渡可仕、中には我 陛下へ謁見の御許可希望の者も有之哉に承及候間此儀も併而長谷川へ談合可被下候、先は要事而已、匆々頓首再拜

三月念七

博文

田中宮相閣下

過日呈一書機關砲の儀長谷川大將と御協議相成度申入置候處例の石塔一件西洋人中頗惡評を鼓吹し韓人を煽動頻りに盜賊呼聲を高め候に付ては此際御注意肝要に奉存候、第一右石塔萬一にも我 皇上陛下の大命に依り御取寄相成候と申事に相成候得ば奉煩聖徳事と相成候故老臺自箇の事と不相成ては益惡聲を放つの虞有之候故之を植物園に持込事は不宜候、又上野公園も韓人の惡感

書翰

八七

を惹起す不容疑御注意相成度候、此事の起りは宮内府よりも多少の煽動有之韓人等の不服も有之奇貨可措として日本反對者新聞紙屋に依り殆んど無慮日唱道する事に候、且横濱メーブル新聞にて石塔を日本に運搬せしは虚事なりと記載せしより一層其氣焰を高め新聞紙屋平素の反目より終に神戸新聞(洋文)に迄其事實なる事を表白するに至り申候、別紙英字新聞供貴覽候間翻譯の上御一讀可被下候、前條の形勢に付機關砲右石塔の返禮として御贈與は萬々不可然、長谷川大將出立迄は斯く迄彌蔓候事とは不相考中々の氣焰にて日本側よりの答辯を飽く迄提出せしめ一波に一波を加へんとする計畫と相察候、爲御注意申入置候早々頓首

四月一日

田中宮相閣下

博文

外山正一の後事に就き田中宮相に送りし書翰

拜啓外山正一昨夕薨去之由傳聞候處、同人は明治初年以來専務に教育に従事し、尙初森有禮に

隨伴米國に遊學歸朝後は不絶教官相務居洋學之獎勵に付ては其功績偉大之者たるは不俟論、最後に文部大臣に乍暫時奉職し爾來閑地に居候得共、殆三十年間學事に勉力候者は他に比類僅少ならんと奉察候、勿論赫々の有功者と申迄に無之候得共洋學を以我文明之増進を謀り今日之盛況を呈し候事に與力せし第一人とすれば、將來教育獎勵之爲にも可成御厚遇有之候事至當の御處置と存候間、願くば此際祭資料御詮儀相成度奉存候、叙爵の事も同人の履歴を心得候者には致唱道候由に候へ共、已に位階勳章等も被進候趣に付、今日の際御取扱不容易と奉存候間此儀は他日の御評議として祭資の恩典被行候外有之間布、偏に御盡力相願度委細は奥田穂積兩人より御聞取可被下候、爲其早々頓首

三月八日

田中宮相閣下

博文

伊藤圭介博士表彰に關し田中宮相に送りし書翰

植物學者伊藤圭介既に九十九歳の高齡に達し目下瀕死之際、叙爵之榮典被行候得ば、其功績を

表彰し併而後進奨勵にも可相成との學者社會之内願有之ものと相見、文部大臣より内話承及候に付、詳細同大臣御面議御聞取全く獻旨を以特典御舉行相成候得ば、無此上事に奉存候固より取捨は御取調之上に可有之、委詳同大臣口頭に譲り候、勿々頓首

一月廿日夜

宮 相 閣 下

博 文

貴族院副議長就任に關し清浦子爵に送りし書翰

昨夜及御内話候貴族院云々之事は勿論何人にも申試候儀無之候間御安神可被下候、老兄之御謙讓御尤至極に存候得共前途の形勢に鑑み爲國家に可然と相考候得共目下之處は任貴意置可申候尙得拜晤萬可申述、勿々頓首

五月十一日

清 浦 大 兄

博 文

團々珍聞の漫畫に關し清浦警保局長に送りし書翰

團々新聞之圖書は僕に對し隨分極失敬なる者なり、何とか御嚴罰之御趣向は有之間布候歟、必竟時事新聞に或縉紳が歐洲にて北畠之耶蘇教に入らん事を勸告し、歸朝以來も種々之を説諭したれども、北畠は佛教信仰之者にて不變移云々暗に僕が之を教唆したるが如く云爲したる者なれ共僕曾て北畠に耶蘇を勧めたる事なく、又自から其宗教に入りし事もなく、誣言たる論を俟たざれ共、此説を以て愚者を誤信せしむるの恐なき能はず、何卒御工夫相願度候、爲其勿々頓首

五月三十一日

博 文

清 浦 賢 臺

本書は瑣々たる漫畫に憤慨して行政權の干渉を求めたるものなれば公の徳を傷ける嫌ひありとて、清浦子は初に其の發表を斷られた。併し他人ならば黙殺すべき小新聞の無禮を怒つて其の處分を迫り尙ほ時事新聞（新報？）の誤報を克明に叱正した所に、公の天真爛漫たる半面が偲ばれるのみならず、雪冤資料としても重要な書翰であると認め、編者が強めて子の承諾を得て撮影し（筆跡参照）且つ筆寫したものである。

條約改正に關し榎本外相に送りし書翰

書 翰

貴翰拜誦如貴諭昨今秋冷相催大に凌克く相成尊臺御清適肅賀此事に候陳は過般御發郵相成候
宸翰已に達魯帝頗得満足之結果候趣爲國家御同慶之至りに奉存候、小生も過刻小田原より歸京近
日之内閑暇を伺ひ條約改正之儀に付復々愚見及陳上度勿論御採擇は老兄之御方寸に可有之候へ共
此事乃邦家將來不可默止重要之大事たる申上候迄も無之、一日御閑暇之節御都合之場所御示下さ
れ候へば參趨吐露胸臆仕度候、不取敢拜答迄早々頓首

八月廿一日

榎本外務大臣殿

博文

明治二十四年露國皇太子來遊に關し榎本外相に送りし書翰

過日來は御配神不一方、爲めに好結果に終り候事萬謝不菅、却說昨日三宮に面會候處、彼の露
太子來遊の節、其安全を保證したるとか申事に付、事實にあらず抔新聞に相顯れ候趣、露公使多
少心配致居候義に承及候處、外務省に右に關係せる照覆之公文等現存するもの已に御取調に相成
候や、若未だ御一覽無之候得ば早々御覽相成度候、且極密に内見を被許候得ば尤可也書餘讓拜風
早々頓首

六月十八日

榎本大人閣下

博文

明治二十八年八月韓客朴泳孝歸國旅費支給に就き谷將軍に 送りし書翰

今朝御來談の一事早速外務大臣へ及内話候處、充分の事は出來申間敷候得共、相當の事は可應
其求との返詞有之候故、老兄又は朴の内、外相へ面談相成度候、尤壯士的の人物此間に立入候事
は不可然、此段御含相成度候、爲其早々頓首

八月三日

谷大兄侍曹

博文

書翰

日清講和の期に際し谷將軍に答へし書翰

貴翰落手時下御清穆敬賀仕候一時爲公務歸京仕候處、明日より廣島へ再行可仕候不得拜晤遺憾の至りに候、御書中媾和一件に付武人或は大員に謀り候云々誤聞有之哉に被察候處不要敢辯事と存じ候、軍國の大事を處するには自ら其方法有之事に付、決して至當の範圍を逸出するが如き事は無之候、大員と云は何人に有之候歟無妨事に候得ば御示可被下候、何にしても局外者たるには相違無之事に被察候へ共、甚訝敷次第に付、承知致度候、此度は爲繁忙不得時間緩々拜晤の歡を不能盡殘念の至りに候、勿々頓首

二月二十三日

谷老閣侍曹

博文

華族女學校長就任を勤むる爲の谷將軍に送りし書翰

朶雲拜讀愈御清勝敬賀仕候、却說華族女學校長御兼務之儀過日遂御内談置候處、立花種恭へ被仰

付候方可然云々御示命之趣敬承仕候處、過日御内談後既に内奏も仕候末に付、可相成は賢臺御兼帶相成、若御繁忙に而時々御臨場難相成儀に候得ば、立花を副長之名義に而、小事は同人負擔候様相成候而も可然、甚御煩勞之儀申兼候儀には御座候得共、長官之處是非御拜命被下度希望仕候、尙又追而御後任を引受候人物適當之者有之候節は、御情願通如何共御相談可仕候、今一應推而懇願仕度餘は讓拜鳳勿々頓首再拜

谷中將殿

博文拜

憲法草案討議に就き井上内閣書記官長に送りし書翰

過日來御感冒之由傳承候處、昨今如何之御容體に有之候哉、爲差御難澁無之儀に候得ば明夕刻より携憲法草案等金子伊東同伴夏島へ御越被下間布候哉、十二日夕刻より同處滞在勝手我儘に討論相試候へば、尙一層之得益に有之歟と奉存候、尊慮如何御隨意之御答是祈候、勿々頓首

書翰

九五

二月九日

博文

井上先生

憲法上議會の協賛なる字義に就き井上内閣書記官長に
送りし書翰

議會の承認云々は小子曾て之を論ぜし事有之、愚説にては賛同の文字適當ならんかと存じ候處
ロイセルル氏の説にて、コンカレンスとコンセントの二語は、大に其の原意を異にするとの事
に、即ちコンカレンスは權義相對する者の間に之を用ゆるを得、コンセントは君主大權の施行を
承認するの意にして對等より起るの意にあらずとの事を以て終に其論に左袒せり、然るに、貴説
に依れば、翼賛の字に改めたる方當を得るならんとのことに候得共、原語にては何等の文字を用
ゆべきか、尙御熟考是祈る、御遣之英文は、前文之事と交渉無之様覺申候、即國王に對しては認
訴を爲すを得ず、縦令私法に關する事と雖も然り、如何となれば國王を裁判するの法廷なければ
なりとの意に解せり、御病氣は如何、精々御加養是祈、諸先生何れも英氣勃勃々大勉強感服之事に

候、勿々頓首

五月十四日

博文

井上先生

明治二十一年公布せられたる樞密院官制立案中井上内閣書
記官長に送りし書翰

其後風氣如何に候や、昨今不順の際別而御加養有之度、樞密院職權之内御示之御高論熟考の上
伊東に申付如尊意充分御修正被下度此段申入置候間右に付御承知被下候事と存じ候

愚案にては、英國に倣ひ俄に議會政府を設立する事も不出來、又宰相の説の如く之を政略に委
して優勝劣敗に歸せしむるが如きことも事實我國情に於て頗危険なる而已ならず、第一至尊の御
困難不可謂ことと存じ候間、全く小子の新發明より起り候事に有之候、抑々我憲法の主義を討窮
する時は、着々主權を王室に歸し、極處に到ては至尊之御裁斷を以て終局之決定と取極置候に付

書翰

而は、萬一政府議會の間協議不相調時は、聖裁に依り大臣之辭職と相成か、又は議會の解散と相成るか、兩塗之外に不出、此場合に於て、國家の大勢、國民之感情を明察し、抑揚其宜を得るには、善良なる勸告を呈する顧問官なかるべからず、之を樞密院に不求して他に求むる處なしと斷定候より如斯爲致起案候へ共、權力偏重之結果は其弊に不堪も難料、貴案も御尤なりと存じ候に付兩説を提出し其一を擇候つもりに御座候間、存分の御修正有之、早々御示被下度候、御病中頻りに御煩勞を催候事心外至極に御座候へ共差急之事情も有之候故、不惡御諒察被下度候、爲其勿々頓首

四月二十日

博文

井上先生

明治二十二年發布せられたる衆議院議員選舉法立案中井上
内閣書記官長に送りて腹案を示せし書翰

過日來爲御風氣御引入之由に候處如何之御様子に御座候や、小子も愈明日は陪從上程可仕候不在中別に申殘置き候要件も差當り無之候處、既願置き候取調事務漸次御抄取可被下候、選舉法御意見御同案に御座候故、已代治に申付翻譯の上モツヤーン爲致一覽候筈に有之候、愚考に而は郡會を設け、郡議員を國會の選舉人とせば如何と存じ候、是れも未定案に御座候故、御熟考被下度候、二月十二、三日頃迄には歸京可致心算に有之候故其内差急候事件は以書面御通知可被下候、爲其勿々頓首

一月念四日

博文

井上先生

譯語の適否に就き井上内閣書記官長に送りし書翰

承認之字義精解御取調被下敬謝之至りに候、御意見之通英國流に Advice and consent 云二語に翻譯して其の働き効果をも兩様ならしむる御仕組に候得ば、賛同の熟字にては不都合ならんとも

察候に付、賛同及承諾と相成候ては如何、從來一熟語を以て二語に譯する例のなきのみならず、却て世人の誤解を來たし候様にては不宣と存候、尙詳細は明日得拜鳳御相談可申候、勿々啓復六月廿六日

井上先生

博文

憲法の既定歳出の解釋と貴族院豫算議事手續とに關し井上 内閣書記官長に送りし書翰

今日宮内大臣を内勅使として御下問有之候儀は、老兄より御内奏有之候憲法六十七條得同意云々一篇之解釋論（過日一讀、伊東巳代治へ書翰に封入差遣候ものと同一書面也）を以愚見奈何相認む哉との叡慮に被爲在候故、右之論文は即小臣愚見の所存と聊差違無之ものたる事を及内奏置候、此段爲御注意申入置候

伊東巳代治よりは其後何共回答不申越、金子よりも同様に候處事情御聞糾御報告被下度候、貴

族院にて豫算議事の手續相定置度つもりにて、「客冬以來書記官連に命じ爲取調候末、去月以來兩三回之修正「最後は昨日小生自己の意見を以改更せり」相加候もの有之、目下院中相談之筈に候處、結果は如何と甚懸念に不堪候金子へ御面會の機有之候へば御尋被下度候、先は爲其早々頓首

二月十九日 日夜

博文

井上老臺

法庫門鐵道問題に關し後藤滿鐵總裁に送りし書翰

肅復、佐藤少佐へ御委托有之候貴翰拜讀、曾て御話有之候北遊愈々御決行の趣、御病後の事故御延引にも可相成歟と存候處、御全快御壯遊敬賀仕候、法庫門鐵道問題に關する御意見に付ては數回熟談考慮仕候處、如貴說最初に手数を盡し候得ば成功の望も或は有之候乎に存候得共、單に英政府而已に依頼し形勢推移の今日と相成、周圍の事情を熟察すれば隨分至難の境に立到候様被察候、問題已に議會の質問と成り、牛莊の議決と爲り、新聞記者等の筆尖に上り、陰然外交連の

後援と爲るに至り、清政府は其恃む所の有力なるを覺り、言はゞ世界の公評に上りたる問題なるを以て、シンジケートに在りても容易に裏道に於て暗々裏に事を落着するは至難を感ずるならんと察せられ候、其上支那人は外國の後援を恃み勇氣百倍平素の厭迫を復讐的に決行せん意氣込なるは察するに餘ありと存候、乍然貴策を試むる餘地萬無之とは不申候得共、試之其成功と不成功と又不成功なる場合に於て却而我に汚辱を残すと否とは、其操縦抑揚執舵者の掌中に有之候事故勿論政府當局直接の苟も染指する所には有之間敷と被察候、故に愚考に依れば、滿鐵の關係上より利害近接なる老閣指導の下に御試有之候方尤得策には有之間敷御再考願度候、若老閣露都行をハルビンに止め御引返し相成候事御成候得ば小生は極力當局へ勸告貴策施行の手續を可講候得共、他人にして其任に膺り候人を發見する能はず、是決して難を老閣に強ゆるが如き惡意には無之篤と御諒察を乞ふ所に候、對清全體の方針政略に付ては、桂大將ごも御發途前御熟議有之候事と存候へ共、今日の形勢を以て將來を推敲仕候得ば杞憂に不堪もの有之、今秃筆不盡意、書外は佐藤少佐より御聞取可被下候、同少佐齋す所の清國の事情談は大に傾聽すべきもの有之近狀を詳悉するを得感謝の至に候、勿々敬復頓首

四月念五日

博文

後藤大兄閣下

法庫門鐵道問題に關し後藤滿鐵總裁に送りし別種書翰

肅復、佐藤少佐に御委托の貴書拜讀、豫而御話有之候通り愈北遊の爲御上途相成候趣、御病後に候得ば御實行或は延引とも可相成乎と存居候處、御奮發敬服仕候、御書中、法庫門鐵道問題に關する高見實行に付而は、既に今日と相成其成功至難に屬候様觀察仕候、事の發端に於ては貴策を施すの餘地充分有之候事不容疑候得共、問題已に世界の公評に上り、之を抗拒するものは我一人にして、贊助するもの清國以外に歐米の後援有之、清國人も爲めに勇氣百倍し來り、シンジケート連も、僅少なる既消の金額償還位に満足するべき境遇に有之間敷、彼等も、今と成り裏道を通抜け多少の報償を得るも、支那人は勿論、世論に對しても、屈服の理由を發見するの必要は可有之候乎と被察候、小生當局者勸告を試むるは不難候得共、萬一も拙劣なる手段を執り不可拭汚辱を醸候様の事有之候ては不相成と存候、愚考にては、吾兄其任に膺り、操縦抑揚其指導の柄を司とり相成候得ば或は無失態成否を決する事を得る乎と存候、事滿鐵に關係の事にも有之旁其當

を得候様存候、其他は可試手段一寸心當り無之、若し吾兄にしてハルビンより御引返し相成候事相叶候得ば極力當局の勸告可仕尙御推敲被下度候

佐藤少佐北京談は一々傾聴すべき價値有之大に事情を詳悉し感謝不能措候、書外は佐藤少佐に愚見大略御話置候故御聞取可被下候長途の御旅行眠食御注意所祈に候、匆々頓首
四月念五日

後藤大兄閣下

博文

前書翰に對する後藤子爵の手記

前翰明治四十一年初夏、予が南滿鐵道總裁として露國一遊を思立ちたる時、偶々今の歩兵中佐佐藤安之助君、當時世界の耳目を聳動せる法庫門鐵道に關する諸多の報告を齎らして上京したれば、予は之に因りて考慮を費すこと數日、附するに卑見を以てし親しく藤公の教を請はんが爲に、中佐奉天歸任の途次、京城統監邸を訪はしめたるに、公は直に延見して備さに真相を聽取し談論風發中佐をして幾ど應接に違あらざらしむ、前翰は乃ち中佐が統監邸を辭するに臨み托して予に與へられし文書にて、予が大連を経て北征の次奉天を過ぐる時中佐の手交せるものに係る、予歸朝の後一日公を走訪して談此事に及ぶや、公は忽ち昂然臂を張り、且つ前翰中我に汚辱を殘すと否とは其操縱抑揚執舵者の掌中にありの一節を引援して云く、卿等は時に眼中伊藤を逸することあらんも予は常に卿等在るを遺るゝ能はず、法庫門鐵道問題は畢竟日清の案件なるも、日清の干繋は都て

世界の問題たるを知らざる可からず、卿等君國の爲に自重し執舵者を以て任せずして可ならんやと勵然予が面を凝視せらる、予は赧然、過獎何ぞ當らんの一語を以て酬ふのみ、當時公は我に舊作あり卿に似さんかとて即座南紙を展じて、

不關風雨至漁蓑、其奈天邊霜似戈、執舵誰能支覆沒孤舟只見任狂波
の小絶一首を書して予に與らる、蓋し三十七八年戰役當時の偶感なるべし、予は之を觀て初めて前翰執舵者の出處を解し、公の自ら高うするに敬服し、私かに願ひて己の短才を愧ぢたり、四十三年十月公が哈爾濱に於て毒手に薨せられたるの後、予嗣博邦公に面會したる時、公は故公の筐底より予に宛たる長文の返書下案若は拍本と思はるゝものを發見したることを語られ後予の請を容れて之れを贈與せられたれば、薰沐披讀するに行文字句間々前翰と同じからずと雖も、其意義に於て相異なるなし、後日佐藤中佐社務を以つて上京したれば、試に當時の實況を質したるに、君曰く前翰は統監邸を再訪したる時、自分の面前に於て匆忙筆を走らされたるものなりと、然らば則博邦公の予に惠與せられたるものは、最初中佐が統監邸を訪問したる後熟考先づ筆を起されたるものにして、予が奉天に於て接受せる前翰は此稿に由て改寫せられたるもの歟、將た中佐に前翰を遞與せられたる後、記憶を喚起しつゝ手稿を留められたる歟、時の前後は今之を知悉するに由なしと雖も、孰れにせよ、此一事に視るも故公の非凡なる強記に驚き、且大事を談する言句苟もせざるの高風を欽仰せざるを得ず、予は静夜故公の遺墨を拜誦するときは眞に感慨無量不肖碌々報効の圖るべきものなくんば泉下何を以て公の英靈に見えんや、思ふて此に至れば背汗自ら涌く今此二翰を併裝して一卷とし永く家寶として愛重すると共に、予が生涯の教訓として眷々服膺せんことを誓ふもの也、聊か其事由を卷末に手記し偉人を憶ふこと此の如し。

時明治四十五年一月上澣

後輩 男爵 後藤 新平 拜 識

圍碁集會に就き澁澤榮一に送りし書翰

書 翰

一〇五

朶雲拜誦、然ば明日午後第一字圍碁集會へ後藤井上兩先生御招、政事向誹謗等無之筈に付參會候様貴命謹承、僕一人之天下に非る事故、縱令如何之誹謗有之も所不敢避況於無誹謗乎、欣然應貴意可申儀に御座候一應御答迄、一書勿々頓首再拜

九月五日

澁澤老兄

博文

苦衷聽取の爲め澁澤榮一に送りし書翰

昨夜は不圖も拜顔仕候而緩々相窺度奉存候處、前約有之て遺憾千萬奉存候、歸路副島卿之書簡を得候處、同卿少々差支有之他出、今日は都合次第訊問に來ると申事に御座候故八丁堀へ出浮候事は先づ見合せ可申、殊に今日少々氣力も相衰居り、東京迄罷出候奮發心も無之、御違約は千萬奉恐入候處明夕迄御延せ被下候様願候、拜青之上は是非是迄御苦衷之模様をも一通相伺度兼々希望罷在候事に付、明夕は御差操置被下、是非拜青仕度、爲其態々此段申上置候、頓首再拜

九月十五日

伊藤博文

海運橋

澁澤榮一様

板垣の辭爵に關し杉内藏頭に送りし書翰

明治二十年、板垣退助辭爵を申し出でし際——明治二十年は、歐化主義一世を風靡し、板垣等時弊を痛論せる意見書を元老院に提出した年である——内藏頭杉孫七郎に送りて之が處置に就き意見を述べしもの。

板垣辭爵云々御報道承知仕、過刻呈一書世外、篤と御談合被下度申上置候に付き、世外之意見御聞取可被下候、尙亦内大臣へも談合之上處置振被相決度愚考に而、是非辭するとの事なれば不得止候に付、彼の主義突留置度存候間、此段をも併せて外務大臣へ御申入可被下候、勿論結局は仰聖裁候事は亦御申傳可被下候、先は拜答而已勿々頓首

六月三日

博文

内藏頭殿

書翰

日清休戰約定に就き中田外相秘書官に送りし書翰

唯今吳廷芳來問 面會候處、北京へ電報を遣し休戰違命之事を嚴令有之様申立候處、再應恪守可致旨を命ぜられたりとの事を報し來れり、僕は李に傳言して確答を待ちつゝあり、兵船六十艘大概解纜、休戰滿期に至れば、大沽封鎖、使節上陸困難ならん杯相話置候處、吳は、回答期は十四日の積りなりと頻りに申居れり、是れ雙方三四日の間を確乎と取極置かざるに座するもの也、僕は數時間は兎も角も一寸時も迅速を要すと申聞せたり、此段序に外相に御通知ありたし、諒するに彼は余が氣焔奈何と探りに來るにあらざるか、早々頓首

且彼れは十一日に我より送りたる書中 Four days From Yesterday を頻りに鳴せり、若し一日二十四時間を積算すれば十四日午後と可相成が爲なり

十三日

中田 大兄

博文

講和條約に關し中田外相秘書官に送りし書翰

條約寫は伊東へ御立寄之上御廻し可被下候、其節原稿は無論可及完璧候、今朝御内話申置候三件

は外相及デニソン氏之意見如何に候哉、決して催促にはあらず無聊之間信筆一問如此、早々頓首

十一日

博文

中田 大兄

三國干涉の情報に關し中田外相秘書官に送りし書翰

末文の海軍用意云々は頗緊要なり、外務大臣轉達相成候西公使より參候電信は至急に廣島へ遣し置候事必要と存じ候處、外務大臣の考は如何即刻御問合はせ且同感なれば直に發電御取計相成度候、早々不一

四月十二日

博文

中田 殿

明治三十一年八月支那漫遊を試みんとする途中より大倉喜八郎に送りし書翰

書翰

貴翰落手大暑難凌候處愈御安全敬賀仕候、神戸御別業に一昨日より昨日迄御厄介に相成候處晝夜冷風吹不斷、神戸第一の眺望且避暑地に有之、昨日松方伯も來訪實に極樂なりとて頻りに賞賛之事に候、本日愈々玄海丸に乗込長崎を経て朝鮮に渡航、順々北進九月上旬頃には北京に達可申と存候、御家族一同へ宜布御鶴聲願上候、不取敢拜答而已早々頓首

八月十六日

博文

大倉喜八郎殿

尙々御吟詠は感謝仕候、小子も旅中漫吟有之候へ共瓦礫同様自分ながらおかしく候、左の一詩も亦其中に候、御一笑の爲録申候

老驥思千里。求朋寰宇中。虛懷忘彼我。痼疾慕英雄。萬死平生志。千秋一寸功。天晴衆山碧。雲斷夕陽紅。

明治二十五年議會紛爭當時井上角五郎に送りし書翰

昨朝は辱光臨多謝此事に候、其節御談話有之候儀に付尙又以書翰御尋候處、小子其節申入置候通國家多難の今日、忝大命膺重責候上は、軍國經營之目的を貫徹する爲、畢生之盡力は當然之事と存候、唯解散の一事固より好む所に無之、歳計豫算之成立を期する爲には、世上の批難は顧るの違なく、忍耐以て事に處するの覺悟に候得共、議場の言動にして國家の利害に關し難默止場合は別段の事に有之、豫め確言するの限りに無之候、於老臺も幸に御同感に候得者、此上尙爲國家御盡力あらん事を不堪希望之至候、勿々敬復

二月念二

博文

井上角五郎殿

明治四年鐵道用材買入に就き巴里より在英大藏少輔吉田清成に送りし書翰

倫敦を去るの前に略申上置候鐵道入用品英國に於て買入候手續都て東洋銀行の手を経候様相成

居り事實に於て彼是不都合の事も不少、就ては右銀行の手を離れ我政府より製造人へ直注文に致候方法相建候得ば其利益も多少有之候而已ならず且ヲブリゲーションを免れ我國の爲めには頗る都合宜しく、老兄より此事を銀行へ御示談被下被相行候事になれば實に幸福なりと思へり、又此事件九々銀行の手を離す事難、被行時は買品價高二歩の口錢を減じ一步にする乎或はアクチワルの入費丈けにする乎、是事を銀行へ是非御談判被下度、成る事なれば九々政府へ任せ吳候方宜しく方今の勢日本政府にて鐵道を止むる杯の憂は之なく且銀行も政府の爲めに其益を得る事淺少なざれば、此位の事は許すとも妨なかるべし、此儀に付老兄而已にて御相談相成ければ、僕倫敦に微行して老兄と共に會社へ談しても可然、尤も其時は使節一行へ御申越不被下ては不都合なり何卒國の爲め御注意右の事件被相行候様不勝爲國捲々の至候

二月十日

吉田先醒

博文

洋學志望を來島に訴へし書翰

公が宮田出役より歸つて後、來島良藏に送つて、志望を訴へたものである。此の志望は來島の採用する所となり、公は來島に従つて長崎に蘭人の砲術を學ぶこととなつた。

私儀昨年來英學修業仕度念願有之候に付き、已に去る御在府中にも御願申出度奉存候得共未だ道理の學問とても毫髮程も出來候目途も無之、尙且國家御多端中御厄介申出候事も奉恐入、差控罷居、今日に至り候得共、只今の體にて碌々罷居候而は、往々御奉公之目途も無之、(十七歳の弱年として眼目)就ては何卒御屋敷外へ罷出、何れの師家なり共入込、修業仕度奉存候に付、既に過る八月頃桂様まで御願申出、尙政府御役人様方迄被仰入候得共、所詮君候様御留守に而は御運難相成との御事故推而御願も不申出、今以打捨置候得共、是切りに仕置候而は、素志も難被遂、千萬遺憾に奉打過候間、何卒御多端中奉恐入候得共、可相成儀に御座候得ば、於御國元御詮議被仰付候而先年長崎表へ地方但太郎其外修業として被相遣置候先例も有之候事に付、偏に御詮議被仰付候へば、至願之程も遂度奉存候間、閣下御慈悲を以て御政府御役人中様方被仰入不外高大之望願遂げさせ被下候様奉願上候、然る上は益々精神相勵し、往く往く御奉公之目途も相立度奉存候、當今萬事御多端之折柄斯く御厄介申出候事も奉恐入候得共、偏に御願申出候段御差免被仰付候様奉願上候

十二月七日 (安政四年)

山下新兵衛組

利 輔

來 島 様

奉呈執事閣下

以下安政三四年の交より晩年に至るまでの間
伊藤公が家庭及び故舊に送りし書翰

相州宮田の陣中より父十藏に送りし書翰

安政三四年の交、公は十六歳にして、當時藩主の外夷警戒區域たる宮田に出役し、陣中にて、氣節の士來原良藏に知られ、公務の暇を以て殿重の薫陶を受けた。その事を家君に報じたものである。書中御支頭とあるは御支配頭の略。來原は公の出役當時の支配頭ではなく、後より來た組のそれであつた。其の來原に公は見出されたのである。

一筆致啓上候、暖氣之砌に御座候得共、皆々様御堅勝被成御座、珍賀不斜御儀に奉存候、次に爰元私儀茂都合無別條所勤仕候間乍憚御休意思召可被遣候、將又當秋は交代歸國仕候間宜敷様御執成奉願上候、私儀茂此節は、御支頭來原良藏様、書物教吳候様御思召、此節別而精出し申候、左様御承知可被遣候、猶又三好次郎右衛門殿御作事方小使出勤相成候處此間作事方役人田阪清右衛門と口論仕候而被差替候様子に而御座候、猶又此度は先々には手紙不差越候間、御傳聲奉願上候爰元鎌倉繪圖一枚差送候間御落手可被下候、猶又着物之やぶれ候に込入申候、此節はまめ足才に而大飯食、大きに込入申候、ばいさまには(萩にては祖母をばいさまと呼ぶといふ。)御地にて何ぞ珍ら敷もの

御座候はゞ、御ため置可被遣候様奉願上候、先者時季之御見舞旁申上度如斯に御座候、恐惶謹言
四月七日 (安政四年)

利 介

十 藏 様

義 澄 (華押)

又々申上候、時季御身體御用心專一に奉存候、歸國之節に何か宜敷役目共御座候はゞ御心配
置可被下候、

父に囑して仕途を求めし書翰

前書に引續き、父君に寄せて、浦賀の勤めを終りて歸國したる後の役付方の周旋を囑したものである。貧しき者の哀れを留めた迹と見るべきであらう。前書では、ばいさまに豫め馳走の貯へを乞ひ、此書では、おかしさまに着物の短くなりしを訴へたるところ、人と事とに處して俊敏なる公の才華と、家庭の人として和煦春の如き公の性格とが、早くもここに露はれてゐる。

一筆致啓上候、暖氣之砌に御座候得ども、先以皆様御勇健に被成御暮、珍賀不斜奉存候、次に
爰元私儀も無別條日々所勤仕候乍憚御休意思召可被遣候、猶又此内は御地段々御代官其外御交代

も有之候様承り候得ども、何ぞ御役目共は無御座候哉、奉愚案候、近頃は御書翰も一切相届不申
候間、格別之儀共は無之候哉、御左右御聞せ可被遣、先は時季之御見舞申上度如斯御座候、

四月十一日

恐惶謹言

尙時季之御氣御用心專一に奉存候

同 利 輔

伊 藤 十 藏 様

追啓

此度は御近處へも御書狀差上不申候間、左様一寸御斷奉願上候、猶又御親類中には格別相替り
候儀は無御座候哉、何も御便りに御聞せ可被遣候様奉願上候。

大亂筆之儀は御免可被遣候様奉願上候以上

追々啓

私儀も着物之みぢこう相成候に相こまり申候、ばいさま、おかしさまへ左様被仰上可被遣候、
大飯くらひ候て、大きに込入申候、何も御わらひ草なり、當秋は歸國に付、御待可被遣候様、ば
いさま、おかしさまへ、被仰上候様奉願上候以上

宮田より歸り松下村塾の状況を報ぜし書翰

安政四年の晩秋、公が浦賀より歸り、來原の紹介にて松下村塾に入つてから、塾の模様を浦賀出役中の友之進なる人に報じたものである。友之進の何人なるかは、今明かでない。

先以貴公様御無事に御勤、珍重の御事に奉存候、二に私儀も無別儀罷居申候、乍慮外此段御休意可被下候、將又御地御同役中御堅固可被成御勤、是亦重疊之御事に奉存候、且又爰許當時文學盛にて、一人も讀書不致者無之、松本（松本鼎）は至て盛にて松下村塾と號する一塾相建晝夜讀書仕候、貴兄にも何卒讀書御學被成候様奉存候、決而御疎も無御座候得共右之段肝要の御事に奉存候、最早御歸國今少々に相成、嘸御繁用と奉存候、至極申上兼候得共、去るアメリカカ出府登城の砌、追々願之趣其外段々有之様承り申候間、追々御入手候は、御寫取成て御送被下候様願上候
安政四年十月、米國使節ハルリスが將軍に謁して通商條約を結んだから、公は此事を傳へ聞いて友之進に、詳しい消息を入手次第通報して欲しいと懇望した意であらう。
先は御見舞旁謹言

正月二十一日（安政五年）

利 輔

友之進様

江戸に赴くに當つて季父に送りし書翰

安政五年十月より六年二月に彌つて、公が來原に從つて、長崎で蘭人から砲術の練習を受け、歸つて、六年五月、來原の推薦で桂小五郎——木戸孝允——の手附となり、初めて當時の政機中樞地たる江戸に行かんとするに臨んで、姻戚の季父直吉に送つたものである。公に在ては一時期を劃した記念の書である。若夫書中白粉を贈るとあるは、直吉の夫人即ち公の叔母に贈つたものであらう。亦以て公の志尙の當時頗る雅化したるを見るべきである。

以書翰致啓達候、素秋相催候處、先以尊下御壯健被成御座、賀悦々々、然ば拙者儀も近日江戸表へ參り申候、御地へも一寸罷越度存候へ共、無寸暇、大込入申候、夫故此度は決而御無沙汰打過申候、後に閑暇之節と申縮候不備

八月廿三日（安政六年）

伊藤利助

守田直吉様

尊下

書翰

一一九

白粉差送り申候間御落手可被下候

水戸志士の策動及江戸の風雲を家君に報ぜし書翰

文面より察するに、公が稍や江戸に淹留してゐた際に認めた趣きがあるから、文久元年の書と断すべきであらう。されば、第一書中に「水戸浪人相起り」とあるは、其の前年即ち萬延元年三月の櫻田の變及び其以の情勢を謂うたものであらう。水戸浪士の起つた事は、此の外にも、文久二年正月、關老安藤信正を以下門に襲うて傷けた事がある。けれども、此の時には、公は之に聯繫ありとの嫌疑を以て、屋敷預けの身となり、北町奉行所の吟味を受けた程であるからかやうな暢びやかな書を作る暇はない筈である。又、文久三年三月に武田伊賀等の筑波山事件が有つたが、此時は、公は京都で、尊攘の硬論の爲めに鷹司關白邸へ押し駈けて、建白書を呈した一人であつたから、江戸でかやうな書を認める譯もない。此等の事由から、この書は文久元年のものゝと断するが相當である。

先達而より度々御書翰到來、難有奉拜誦候先以皆々様愈御壯健可被成御座之由珍重不斜御事奉存候、猶以私歸國之事も度々被仰越、おかゝ様も嘸々御氣遣可被成と奉推察候、(編者註、此の時公は數へ年にて二十一歳)何卒當秋乎來春は是非一應歸國可仕と奉存候間、左様御思召可被下候、はいさま之御様子打絶て承り不申(はいさまは、ばい、祖母の義)如何被成御座候哉、御序宜様、且御便りも候はゞ委敷被仰越可被遣候先書御申し越被成候御かゝ様より之御頼のねばきねばを問達申候へ共、最早買得いた(編者註、ねばとは置綿、きればとは羽綿の義なり)

金一步丈け買得いたし差送り申候間、左様御承知可被下候、且又裏附壹足(雪駄ならんか)極上之分差送り申候間、是又人のとらぬ様に御用心可被成候、尙荒木と、隣り田中とに養子有之候由、一段御目出度事と奉存候、藏重より御書翰參り、是度は御答も不申上、宜敷御禮御申傳可被遣候、其外御隣家方へ可然被仰傳、岡部繁之助様は御無事候間、左様御留守へ被仰上可被遣候(編者曰、汽もなき當時の事情を思ひ合せて、此の一段を讀めば、雑事ながら意味深長)江戸も到て騒々敷事にて、水戸浪人相起り、夫故諸大名様方、其外旗本、與力、同心、夫々固め相付、至て嚴重之事に御座候、先は右御答、且は時下御見舞旁申上度書外幸便萬々可申上候草々頓首

二月十八日認置

同利 輔

伊藤 十藏 様

尙時下御厭可被成候、何分江戸も此節は諸色高直にて、町方は大困窮御座候、夫につれ屋敷にても萬事諸物直揚り候て、誠に込入申候、先は荒々早々以上
はい様、おかゝ様に別て宜敷様御傳聲奉願上候(編者註、この二項は後より書き足したるものらし。)

天恩の洪大なるに感激して大義に殉ふべきを父君に訴へし書翰

文久元年公が江戸に在つて、天恩の無邊なるを聞き、意を尊王の大義に決し、之を父君に訴へしもの。

晩春之砌餘程暖氣に相成候處、先以皆々様方無御障御壯健可被成御座、珍重不斜御事と奉存候二に於爰元私儀都合相變儀無御座、乍憚御休意思召可被遣候、然處、當時は江戸表も騒々敷、諸町内其外都て市中晝夜とも詰番いたし、且亦諸色之高直に相成候事故、世間も然困窮に相迫り候は、實に可憐事と奉存候、畢竟は夷人の澤山渡來仕候より、ケ様民百姓迄難澁仕候、相起り、實に可惡事に奉存候、然處、此度薩州の人より承り候へば、今上天皇様(編者註、孝明天皇)至て御賢明之御方様に被爲在、此度如斯日本之人民困窮いたし候を被爲聞召、御歎息之餘り、黄金五十枚山城國中之百姓へ頂戴被仰付候由、素より割配り候へば少々之事にて可有御座候へども、實に難有事とも何とも、ケ様之事迄も御氣を被爲用候は、常躰之御方様にては乍恐有御座間敷奉察上候、尙是のみならず、都てケ様御行届被遊候は、實に平生にても、況んや此節之御時勢にて猶更之御事、日

本之幸にて可有御座と奉恐察候、(編者曰、當時の情形に在つて、一地方の隸僕に過ぎざる者、眞天子あるを知つて、之を家郷の阿爺に語げたのである。此一節を讀んで泣かざる者は、日本國民である。)尙又水戸様浪人も餘程彼處此處と塾居候様子に御座候へども、是は素より天子様之斯く御心を被爲用候に奉感服、尙千歳之御恩澤を蒙り候こと難有と、ケ様御苦心被爲遊候に恐入候てより、一命も抛ち候儀に立至り候事故、世間之噂之通りに只管任我意候事には無之と奉存候、畢竟は、兼て申上候通り、公儀之御政事行届兼、本道を失ひ横道に惑候事より、ケ様に立至り、民百姓迄相困候様相成、實に可憫事と奉恐入候、而も私強て相企候事は無御座候故、何も少しも御氣遣不被成候様奉願上候、何を申候も、人間は正道を相守り居候へば、本義を失ひ不申故、終には天之御憐も可蒙、何も天命至然相叶不申候ては所詮被行不申候と奉存候、尊父様にも何卒御氣分を御大事に被成、永々御奉公之手段のみ御心掛被遊度、私も來春當りは罷歸可申、其外祖母様おかゝ様へも宜敷仰上可被遣候、御風之入不申様被爲入御念候様肝要奉存候、先は時季御見舞、書外は後便に可申上候恐惶謹言

三月二十四日認

利 輔 拜

尊 父 様 玉 机 下

書 翰

永井要撃事件の當時家君に送りし書翰

文久二年四月、毛利世子元徳が歸國の途次京都に立寄り、父敬親も續いて六月、途を中仙道に取つて京都に行つた時、京都では尊王攘夷論が澎湃として山野に漲り、敬親に扈從して同じく京都に來らんとしつゝある藩臣永井雅樂が、幕府掩護に似た公武合體論を唱へるとして、藩の志士等相謀つて之を途に要撃する企があつた。斯る際に、先きに京都に先發してゐた桂小五郎が、出で、君侯を木曾路に迎へ、何事か面陳する所があつた。公は桂に従つて同じく木曾路へ出たのであるが、その時の消息を父君に報じたものである。公は、此の木曾路出動から京都に歸つて、永井要撃の計畫あるを聞きこれに参加したが、其の事には言及して居らぬ。蓋し父君の意を擾すを慮つた爲めであらう。

六月三日御認御會翰同二十九日到來、難有奉拜誦候、先以皆々様愈御安康被成御起臥欣然奉存候、私儀不相變當地滯留仕居申候間、乍憚御安意思召可被遣候様奉希上候、然處、御國表も麻疹流行仕候由、當年は總て江戸も京都も長崎も不殘流行仕候由、私儀も當地にて六月五日より煩付十四日に漸全快仕候に付、十六日より上様御旅中迄、御用有之、御支頭様一同、木曾路馬籠と申驛迄罷越候處、御用相濟、同二十八日京都へ罷歸申候、煩上げくにて殊の外道中も難儀仕候處、歸京後は絶て病氣無之相勤罷居申候間、皆々様少しも御氣遣被成間敷候様奉希上候、上様にも一昨二日御上洛に相成申候、若殿様御歸國も未だ相決し不申、多分江戸へ直様御出府相成可申候、

先は幸便に一書拜呈且御答迄早々奉申上候、皆々様方へ宜敷被仰上可被遣候、暑氣中別て御用意可被遊候様奉祈候、恐惶謹言

七月七日

俊 輔 拜 具

尊 大 人 様

玉 机 下

別紙清内留守へ慥に御届可被遣候

婚姻問題に付き家庭に送りし書翰

第一書

文久二年の秋より三年の春に涉つて、公が江戸京都の間を上下してゐる際に婚姻の事に就て父君に送つたものである。文面より見れば、公は、父君から協議を受けて、之に答へたものらしい。此の頃の公は、江戸に在つて、志士の遺骨を改葬などし、程なく水戸の有志を率ゐて京都に上つた時であつた。惟ふに江戸から出したものであらう。文久三年一月の執筆で、公が二十三歳の時と思はれる。

書 翰

一二五

舊臘二十日、二十二日之御尊書(父君は稍やあせつた模様である。)今正月二十二日相達、難有拜誦候、先以御滿堂様愈御壯剛可被成御座、欣然之至奉存候、私儀も都合無別條出勤仕候間乍憚御休意思召可被遣候然處、御開作處も過半御成就に相成候由、唯々御苦勞之御事奉存候、且又私儀も當春は歸國仕候積りに御座候處、兎角にも一應罷歸り候て直様又々罷越可申儀至て六ヶ敷事と奉存候故、先は來春當り迄は當地滯府可仕積りに御座候間、左様思召可被遣候、且留守之儀御不入にて、御かゝさゞ御込入りの由被仰越候得共、何分私只今罷歸り可申儀に參り兼申候に付、御氣遣には被思召候事と奉存候得共、決而不埒之始末は仕申間敷奉存候間、強て御氣遣には及び申間敷と奉恐察候、乍然私より強而嫁婦の儀は存寄申上候事無御座候間、いか様とも御存分に御取計被成遣候様奉希上候、書外奉付後便候(以下缺く)

第二書

第一書に現はれた事件の結末である、前書に留守之儀御不入にて御かゝさま御込入りの由被仰越云々とあるは、其の頃父君十藏翁も京都方面へ出役の都合となつたから、その事を言うたものであらう。此の書は、父君が既に出役して、京都で相會つた後ち認めた體であるから、京都から出したものである。

定まらぬ時せつがらに御座候處、先以皆々様御さゝはりなく被爲入、御目出度、よろこびあ

げ申候、於爰元、父上様はじめ無事に御奉公申上候間、必ず御あんじあらせられぬ様奉存候、はたまた、先日之御手紙に、入江九一妹お墨私妻として御もらひ被爲在候段被仰越、具に奉承知候、萬事御申聞被爲在候て、朝夕すこしは御かたを安めさせられ候様奉祈上候、いづれくはしき事は後ちの便りにゆるゆる可申上候、私儀も一應歸郷仕度奉存上候へども、かゝる時節の事に候へば忠義を第一と相心得御奉公候間何も御あんじ被爲在ぬ様幾重も奉願上候、先はあら／＼時ここの御伺迄申上候まゝ、御安心專要之御事と奉存候、謹言

三月二十一日

俊輔改

春輔

ばい様
母上様

身分昇進の報を得て感懷を述べし書翰

文久三年、結婚の前後に於て、公は、土御屋に準ぜられて、身分が陞進した。國元より其の報を得て之れに答へ併せて歸國の暇なく、直ちに江戸に下ることを報じたものである。

追々暖和之時候に相なり候へども、先以皆々様愈御機嫌能被爲居珍重不斜御事に奉存候、當地にても尊父様始め無別條相勤罷在候間、少しも御懸念被思召ぬ様奉存候、先達而より度々之御手紙到來仕、折柄私儀昇進被仰付候段御申越、幾重にも難有、又世間へはづかしき事にて、功なくて重き御賞美は、實に恐れ入りたる事と奉存候へ共、一旦被仰出候上は不得止御請申上にて可有御座候へども、私より先進之人々未だ賞を蒙らざるもの多く、却て私ごときいまだ方角之不分ものに被仰付候は如何の御譯からかと深く恐入たてまつり候。去乍御請申上候へば、此後の御奉公もとげ萬分之一に報たてまつる覺悟に候間、此段御安心被思召候様奉祈候、尊父様何卒一應御歸國相成候様奉願度積りに御座候、私儀は今日より又々急御用有之、江戸へ鳥渡參り不申ては不相成、追付出足仕申候、然し十六七日も掛り候へば直ちに上京仕、尙又御國へも歸り候覺悟に奉存候、此度同志の諸士は不殘歸國にて(備者註、當時朝廷にては攘夷の議一決したるを以て、長藩の同志は之が決行準備した、そのことを記)甚以殘念不少事に御座候、私儀も右御人數へ加り、かへり候事に一應決着仕居候處、遂に御用有之江戸へ參り候譯に相成り幾重にも殘念に奉存候、先は時下御用心被爲存、皆

々様御無事に御暮被遊候様奉祈候、追而歸國奉得拜顔候節緩々御話可申上候、爲其荒々如此御座候、恐惶謹言

四月十六日

春 輔

ば い 様
母 上 様 御 膝 下

洋行の事を家君に報ぜし書翰

文久三年五月、公が洋行するに臨んで、父君に其の事實を打明けたものである。是れより先き、公は外人から軍器購入の爲め藩の貯蓄金を處理する使命を帯びて京都から江戸に下つたのであつた。然るに、其の目的は達せられなかつたので、藩の貯蓄金は遊金となつた。其の砌既に志道開多(井上馨)野村彌吉(井上勝)山尾譽三、遠藤謹助等の間に洋行の企が有つて、志道が之を公に告げたので、公も之に加はることとなり、藩の有力者に内情を訴へて、右の穴藏金を引當とし、藩の知合の貿易商大黒屋六兵衛から、費用の不足分を借りて出發した。

薄暑之節御座候處先以皆々様御機嫌克被爲在珍重之御事奉存候私儀先達而從京都御用有之江戸

書 翰

一一九

被差下候處、御小姓志道聞多君其他海外御遊歴相成候に付ては、私儀も同行仕度奉存、兼て此段申上置不申故、定て御氣遣被成候はんと奉恐縮候得共、兎角宜敷機會に乗じ不申ては六ヶ敷候故別段御話も不申上候處、是迄少々志道君と申合置候事も有之、其上私先達て御賞美をも被仰付候へども、(編者註、七御屋に取り立てられたるをいふ。)何之功能も無之、世間へ對し甚面目なき事と實に耻入候次第御座候故、何卒君恩萬分の一に奉報度存候へども、更に目途も無御座打過候中、此度機會を得、則今日之急務は、彼之情實を詳にし且海軍の術を不熟しては不相叶事と奉存、三年を限り修業仕り罷歸可申候間、何卒夫迄之處玉體御保護被爲在、晨夕の御用心肝要奉存候、ばい様、おか、様へも此段御安心被成遣候様被仰上可被遣候、是も畢竟爲國家萬分之一御奉公申上度迄御座候へば、少も御氣遣不被爲在候様奉願上候、委敷次第は兼て桂様御承知被爲成候に付(編者曰、志道、野村、山尾の三人は、豫て藩の内諾を得て洋行するのであるが、公と遠藤は飛び入りであつた。この邊の事及び藩金を引當に旅費の才覺をした事に付ては公等は、豫め藩の村田藏六の後援を得てゐたのであるが、此の一節を見ると、公は先輩木戸の諒解をも得たものであつたことが判る。)御聞被遣候様奉願上候、入江氏(公の新夫人の家)其外親類中へも別段書狀は送り不申に付、此段宜敷御致聲奉祈候、何も申上候事は無御座候得共、朝夕之御保養が第一と奉存候間、此段皆々様へ被仰上可被遣候、上へは、書面を以奉願置、罷越申候、少も御氣遣不被爲在様偏に奉願上候

恐惶謹言

五月十日

春 輔

尊 父 様

御 机 下

追 啓

今十一日横濱罷越、明十二日朝英吉利船乗組出帆、當分支那上海と申處に滞留、追々諸國に周遊仕候都合に御座候、いづれ三ヶ年の間には必ず歸省仕候間決而御案じ被成下ぬ様奉願上候拜具

五月十一日

春 輔
醇 臣

(編者註、此追啓に乗込は十二日朝とあるが、愈よ決行したのは夜であつた。其夜、公等は、一旦大黒屋の番頭佐藤貞次郎の宅に潜み、英人ガワルの手引きで小蒸氣に乗り、英船キロセツキに近づき、幕府の税關監視員の目を晦まして、同船の石炭庫に隠り込んだのである。)

洋行の途中上海より家庭に宛てし書翰

拜呈 酷暑之節御座候得共先以皆々様御揃愈御壯健被成御暮候はんと存ながら、日夜煩念之至に不堪候處、定而此節は京都より御歸被成居候御事に可有御座、祖母様母上様御無事にて暑氣之御中りも無御座候哉、私儀先達而御用を以、從京都江戸罷下居候處、此度外國行有之、私儀も御奉公之一端にも可相成事乎と奉存、御相談をも不仕、一己之了簡を以斯く重き事を取計、實に御氣遣を掛け、日夜御愁心、且は世間之誹謗も不一方事にも嘸々御苦心被爲在候御事と遙に奉洞察、涕泣之至に堪へ不申候、乍去、非常之時節柄に候へば非常の事に出合不申候ては迎も非常の功を立、君恩を報じ候事は六ヶ敷可有御座と存付、罷出候事故、何卒御氣遣不被爲在様思召、皆々様へも篤と御諭告被成遣候様伏而奉祈候、今より修業仕候へば、三年も居候へば旦々御奉公仕候目途も相立可申事故、三年内外には必ず歸國仕候間、祖母様母上様夫迄の御保養は平生御心を被爲用、何卒御無事に被爲在、私歸參御待被遣候様偏に奉祈上候、三年と申ても相立候へば纔之間に御座候事故御達者に朝夕之御用心專一と奉存候、私儀は只今支那上海と申處に、英吉利船に乗組居

候處、近日より英吉利之都蘭頓と申處へ罷越稽古可仕、左すれば當分之内里數相隔候事故、書簡難差上、乍去、私は決而相病ひ不申様用心仕無事に罷居可申候間、必ず御氣遣不被爲在、只々皆々様御用心が第一と奉存候、先は任便一書拜呈仕候間、前文之趣能く御垂察被成下候而時下之御厭ひ肝要之御事に奉存候恐惶謹言

五月二十五日 (文久三年)

同 春 輔

尙々申上候儀も疎に奉存候得共時下之御保護肝要に奉存候

伊藤尊大人様

玉机下

木戸に寄せて井上を呼びし書翰

慶應二年の夏、公は高杉と共に薩藩を通じて、英人より軍艦を購入するの任に當り、爲めに薩長二藩の友好頗る親密となり、併せて諸藩との交通頻繁となつたので、公は馬關に止まつて、此等に應酬して居た、時に幕府にては長州再征を行ひ、長防の天地は風雲極めて急であつた、此肝要の時期に際して公は馬關に病み、書を木戸に寄せて、井上に會はんことを求めたものである。

拜呈 愈御堅榮被爲在奉敬賀候、尊翰昨日落掌難有拜讀、且結構の柿御惠贈被仰付難有奉拜謝候、陳私事此内來風邪再感、誠に困難至極、起臥も六ヶ布仕合に御座候、就ては是非井上氏に面會仕度事有之、何卒早々出關相成候様申遣候、此段自老臺も井上氏へ被仰聞、且早々出關相成候様御高配被仰付度奉伏願候、此段吳々速に相運候様御周旋奉希上候

十一月十一日

宇 一

尙々本條幾回も奉伏願候、難義至極の仕合御憐察可被遣候、亂毫高怒奉希候頓首

準 一郎様侍史

英艦に搭じて兵庫に到らんこし之を家庭に報ぜし書翰

慶應三年討幕密勅の事に關し、京攝の間に於て長壽の葛藤起り、公は英國軍艦に搭乘して兵庫に赴き、之に加はらんとした、當時父君に送つて、之を報じたものである。

追々冷氣相催候處先以皆々様御揃御清適可被爲入珍重御事に奉存候、母様御病氣も追々御全快

と拜察仕候、其後は打絶御見舞にも得歸不申甚御疎濶奉恐入候、然ば私も引續八月より長崎へ罷越當月上旬より尙亦上京仕候處御用有之過日罷歸、今日出足長崎表へ又々罷越不申ては不相成、始終旅行之御用向而已にて旁歸萩も六ヶ敷、此段不惡思召可被遣候、追々京師近狀切迫之模様は定て御聞及と拜察仕候、私も此度は從長崎外國船に乗組日本環海を廻り候様御沙汰を蒙り、即御別書之通りに御座候、御承知可被遣候最決て母様へ御氣遣不被爲在様御傳可被遣候

一、先日楢杜駿河殿馬關罷越、私方へも御立寄西洋軍服入用の由に付、兼て私所持之分四十兩にて賣拂申候處、金子は萩にて留守へ相渡可申との事に御座候に付、何卒楢杜に其段申越、金四十兩御受取可被遣、左候て御入用御座候へば御遣ひ被成候ても不苦候

御序に皆々様へ可然御鶴聲奉願上候、罷歸候得ば出萩可仕候、最當分拜顔も六ヶ敷乎と奉存候時下御自愛專一と奉存候誠惶謹言

九月二十六日

宇 一

尊 父 様

玉 座 下

書 翰

朝廷に仕官せしことを報ぜし書翰

明治元年一月十三日、公は外國事務掛仰付けられ、東久世前少將同道諸事可取計旨御沙汰を蒙つた。それを父君に報じたものである。此任官は公の明治政府に對する最初の仕官である。

第一書

先以皆々様御壯健可被成御座珍重奉存候、私事も此度從朝廷外國事務御用掛り被仰付、兵庫出張被仰、當分彼地相滞居申候間何も御氣遣被成間布候様奉願上候、先は幸便にて一書拜呈仕候、爲其勿々拜白

正月二十一日

尊 大 人 様

玉机下

俊 介

第二書

いでたちのせつは、あまりいそがしきことにて、こゝろせきしゆへ、申のこすべきこともなく相わかれ候處、さぞかし御きづかひとさつし入申候、乍去ぶじにてくらし、ひようごのこふべと申處にて御やくを相つとめをり候に付、すこしも御きつかひ被下まじく候、おさだをよく御きをつけ可被下候、申もおろかに候へども、朝夕御用心第一に候

二月朔日

春 畝

お梅どのへ

海外に於ける動靜を報ぜし書翰

明治四年の末、新政府は使節を海外に派することとなり、公は、全權大使右大臣岩倉俱視、副使大久保利通、木戸孝允等に隨うて、歐米を巡行した。當時海外よりその動靜を報じたものである。

第一書

(太平洋上より)

書 翰

追々暑氣相催候處、先以皆々様御安康可被成御起臥欽慕此事に奉存候、今日洋中にて飛脚船に出會呈一書候、陳此度風波至て平穩にて一人も船に酔ひ候者無之、此都合に御座候へば無恙桑港に到着可仕候間御安心可被下候

別にお梅へは書帖差出不申候に付、船便有之次第留守の様子申遣候様御申聞可被下候、尙委敷桑港より可申上候勿々 頓首再拜

五月廿六日(明治五年)

博文

尊大人座下

第二書

(米國より)

新年芽出度御超年恭祝仕候、私儀無恙十二月二十二日サンフランシスコを出足、サールト、レ一キと申處迄罷越候處、今年は存外の大雪にて通路も難相成、無餘儀十二三日此處に滯留仕候、尤明後十一日當りには鐵道も相開可申様子に付、此國の政府ワシントン府まで直に罷越可申覺悟

に御座候、右之次第に付正月元日も此地にて相過し申候、使節一同無事健剛、御安心可被降候、尙此後の便りより委敷可申上候、時下御厭專一に奉存候 誠惶謹言

正月九日(明治五年)

博文

尊大人様

玉机下

くはしきことは此のち可申越候

第三書

(英國より)

七月三日あめりかより出帆同十五日に此地に到着いたし候間御安心可被下候、日本より出立の後は無事にて一切煩ひ候事も無之候間御案じ被下間布候、出足之節申残置候通り萬事御氣を付け目の療治、小兒の世話、行きとごき候様致御頼候、くはしき書帖は後の便りにて申進べく候、先はあらく、芽出度かしく

七月廿日

書翰

お梅どの

第四書

(英國より)

六月廿五日之書簡相届一覽皆々御無事之由大に安心致候、其節御送之寫真儘に受取申候、御兩親様も御健康之由無此上相喜居申候、於梅の目の療治は不怠御加養有之度候、御兩親様、お生へも、精々氣を着け不慮之憂無之様御注意勿論之事に候、此度山尾まで花の種及び柴の種を送り置候に付、半分受取、山尾へ承り合せ、相當なる時季に蒔付け置るべき事

屋敷西門前之地所三四千坪一反に付三十兩内外にて賣り候へば相求度、山尾へ相談之上御取極め後便に御申越可被下候、尤差急ぎ候譯には無之候得共、他人より買取られ候ては不都合と存申候、井上より貰受候小兒は如何相成候哉、是亦次便に御知せ可被下候

飛脚船便に時々東京其外之様子書状にて御申遣可有之候、留守之儀は三平殿へ相托申候間、御疎は有之間敷候へ共、御氣付可被下候

大使一行不殘無事に候間御安心可被下候、時下御厭ひ御用心專一に存候 不具

八月十九日

博文

お梅どの

第五書

(英國より)

七月四日の手紙受取申候、皆々御無事之段承知悦び申候、其節父上様御寫真並お生の寫真二葉を落手せり、英國着以來不相替無事に候間御安心可被下候、此方より寫真は已に先便送り申候、御受取と存候、來月末にフランスに罷越可申覺悟に御座候、追々寒氣相増候に付御用心專一、お梅眼病は如何に候哉、御序に御申越可有之候

木戸田中其外いづれも無事に候間御知せ可有之候、固より兩氏共留守へは書帖參り可申候へ共序あらば御知らせ可然候

御兩親様へ別に御書帖差上不申、よろしく御傳へ可被下候草々頓首

書翰

九月十八日

博文

お梅ごの
三平殿

第六書

(英國より)

九月五日の手がみ十一月三日に相とごき、先く御障なく御くらしの由、芽出度ぞんじまわらせ候、寫真一枚髓に受取申候、我事も不相替無事にくらし候間、御安心可被下候

お生もおひく、丈夫になり候趣御申し、よろこびをり申候、尙此上も御氣を付け可被下候、此方より手紙を送り不申とて御こととは、いかにもおそれ入申候、このいごは、かならずおこたらぬよふに、便のあるときはおくり可申候

そなた、めのりようじはかならずおこたりなく、くすり御もちひなさるべく、あまりはげしきりようじは、御すゝめ申さず候へども、くすりにて、なほるよふ、よきお醫者に御頼みなさ

るべく候

あさばん、ぎようぶは、かならず、かゝさぬよふ、御用心專一なり

まゆげをたてたるも、かねをおとしたるも、至極よきことなり、しかし、こゝろで、おさきにならぬよふ、御つつしみ、ありたきものにて候

このたびの手紙は、よほど字もよくかけて、よみやすく、さだめし御手習の勢に可有之とぞんじ申候、しかしながら、かなのつかひかた、まだじうぶんにおもひ不申、よくくおんおぼへなさるべく候

山尾さんも近べんに御こしのまし、定めてにぎやかなること、悦入申候

しやしん二枚おくり候間御うけとりたまはるべく、そなたよりも、よくうつりたる、しやしんをもらひたく候

お生、きものゝ事はいさいしようち、いつも、おなじことながら、むへきの金をつかはぬよふ御用心

此手紙のとゞくころは、初春の花のひらきたるころにて、さぞけしきよきありさまを御たのしみと、うらやみながらしたゝめ申候

先はあら／＼御返事までに申進候、朝夕御いとひ可被成候、めで度かしく

十一月三日(明治五年)

ひろふみ

お梅どの

第七書

(佛蘭西より)

正月二日(明治六年)

初春めで度ぞんじ候、そなたお生もまめにてとしこしも相すみ候事とぞんじ申候、われ事も相かはらずぶじに、此せつはフランスのみやこにをり候間御安心可被下候、お生しやしん度々御おくりかたじけなくぞんじ候、しかしながら、いつもよきしやしんにてはこれなく候、あまりこまきかたゆへ、すこし大きなかたに御うつし、御送り被下度候、そなたのしやしんも、あまりこまかきゆへ、おほきなる方に御うつし御おくり可被下候

此たびおくり候しやしんは、先日の便りにもおくり候品とおなじものに候へども、とゞきしや

相わからず候に付、此たびも又一まひおくり申候、いろ／＼のしなおくりたく、かひもとめおき候へども、此のちのたよりにおくり可申候

るすばんはたしかに御たのみ申候、又おこたらず御用じんかんよふなり、めはちかごろなほり候や、御申し可被下候、山尾のおくさんへよろしく、めで度かしく

ひろふみ

お梅どの

第八書

(佛蘭西より)

九月二十四日之御書簡十二月末に相届儘に落掌仕候、先以御機嫌克被爲居、欣躍此事に御座候私事至て健康に御座候間御安心可被遣候、寫真一枚差送申候、尤是はよく無御座候へ共、先日送り候分は随分よく寫り候様奉存候

此節は佛國に滞留、尤半月も相立候得ば、又他國へ罷越可申候、近頃は旅中はよくなれ候に付一切不自由無御座候、島は近頃如何相成候哉、随分損失無之經濟の道相立候方と想像仕候

井上北堂は氣の毒千萬に奉存候、田舎より近頃便りは無御座候哉、いづれも無事に可有之と推察仕候、幸便一書、時下御保護專一に奉存候、誠惶頓首再拜

正月十一日

尊大人座下

博文

第九書

(佛蘭西より)

追々さむさつよく相成候處、御かはりもなく御くらしのよし、めで度ぞんじまゐらせ候、しかし、そなための病氣いまによくならず不申候由、十月八日の手がみにて御申こし、そのころも横はまにてりやうじに御とりかゝりのよし、此たびもはやなほり候へかしといのり申候。いよくよくならぬよふなれば、よきいしやにそうだんのうへ、はこねのゆにでも御こしにてはいかゞやとぞんじ申候、しかし、これもいしやにとはねばわかり申まじく候、お生事せいちよういたし候はまことによるこび申候、井上おへやのことはきのどくなること、いかにもぞんねんにぞんじまゐ

らせ候、子どもはつれにゆき候よし、ほどなく江戸へまひり可申、そのうへは、三平などに申聞け、よく氣をつけ御そだてくださるべく候、われ事はすこしもわづらひ不申、かねがねめのわるきこともありたれども、此せつはすこしもいたみ不申、丸でよくなり候間、御あんしんくださるべく候

いづごろかへるかとお御たづねのほどは、まだ申かね候、いづれなつよりあきにかゝり可申候、あまりながきたびゆへ、すこしはくたぶれ、はやくかへりたくおもひ候へども、よふじすまねばかへることもでき不申、さりながら、いろ／＼のよきところをけんぶつするも、かね／＼よりのおもひつきなれば、かくべつなんぎともおもひ不申候

このたび、はこ入のこつぶ、そのほか、くつ、かゞみのるい、お生へほんなどおくり申候間、御受取可被下候、また、とけい、かいちうかゞみもそなたへおくり候、しやしんは、このたびのはあまりよくできず候へども、このごよくうつしておくり可申候

そなためのよくならぬは、はなはだしいいたし候、なにとぞよきいしやに見せて、はやくなほるよふに御よふじんかんよふなり、かねのしよう／＼かゝり候くらいは、いたしかたなきことゆへ、すこしもかまはず御りようじかんようなり、まづはあら／＼、めで度かしく

正月十一日 (明治六年)

お梅どのへ

ひろふみ

第十書

(佛蘭西より白耳義行の通知)

寒威次第に相加候處先以御健康可被爲涉欣躍仕候、私儀不相變無事に旅行罷在候間乍憚御休神可被下候、當佛蘭斯國には七八日も相立候得ば此隣國にて白耳義國と申處へ参り候筈に御座候、夫より和蘭國又獨逸國へ廻り可申此三ヶ國にて大抵二ヶ月も相掛可申乎、其後は魯國へ参り可申是は目下の見込に御座候

此寫眞二枚は佛國の先帝ナポレオンと申人廿日斗前に死し其節寢床にて其像を寫候者にて即ち死したる有様に御座候、世界有名なる英雄に御座候へば死しても人に被尊候故此節諸處に賣弘め候に付相求差送り申候、書外後便可申上候時下御厭ひ專一に奉存候

正月二十九日 (明治六年)

佛國パレース

博文

尊大人座下

第十一書

(佛蘭西より)

御書簡難有拜讀仕候、先以御壯健可被成御座珍重奉存候、私儀相變候儀無御座候間御安心可被遣候、鐵道開業に付御褒詔寫御送被下、難有奉存候、右寫に目錄之通りと有之候得共、其目錄は寫も相添不申、新聞昏にて御劍一口を賜候様相見、定めて間違無之事と想像仕候へ共、後便慥なる儀爲御知可被下候

勇吉從國許到着仕候由、此度寫眞慥に相届難有奉存候

此方何事も相變候儀無之、今以佛國に滯留仕居候へ共、今月十日頃出足、先便申上置候通廻國之積りに御座候

四五日前文部省長與專齋と申人歸國に相頼書帖差送り置申候、御受取と奉存候

書翰

一四九

御地より之書帖も近來は悉く相届候に付、事務局へ御頼相成候ても差支り無御座候
歸國之儀は大概當秋頃にも可相成乎と推察仕候、未だ慥なる儀難申上候

お梅今以眼病にて難澁仕候趣、近頃は如何仕候哉、甚懸念仕候

お生は到て無病之由、是儀は誠に悦び居申候

母様近狀相伺不申候處、御變りも無之候哉、爲御通知可被下候

先は時候御見舞且依幸便御答迄如此御座候、時下御厭ひ專一に奉存候、恐惶拜具

改曆二月四日(明治六年)

博文

尊大人座下

第十二書

(佛蘭西より)

十一月五日ごろの手がみ、今日相とゞき、かたじけなくぞんじ申候、勇吉事もくによりまいり
候由、大にあんしんいたし申候

お生もまめにてそだち候よし、なによりのこととよろこびをり申候

そなためのびようきは今になほらぬと御申し、まことにあんじ申候、あまりつゞきてりやう

じもいかゞかとぞんじ候間、よくくいしやに御たづねしかるべく候。此次のたよりにはまたお

生勇吉ふたりのしやしんおくり可被下候

そなたのしやしんもすこしおほきくうつしておくり可被下候

よきしんぶんなどあらば御しらせ可被下候、このたびの手がみは、あまりよくかけ候に付、手

ならひにほねをりすぎ、かへつてめのわるくなりたるにてはなきかとあんじ申候、かならずよう

じんだいいちに候間、ときくはほうんに出かけ、きなぐさみもよろしく候

われ事はいつもかはらずまめにてくらし候間、すこしと御あんじ被下間敷候

ちようていよりいたゞきのしなもの、よくく御しまひおき可被下候

ことしにはの梅、さくらはなも、よくさき候や、さんふらんすこよりとりかへり候うゑ

きはいかゞ相成候や、三平に御申きけ、せわいたしくれ候様御たのみいたし申候、おい／＼おく

り候しなもの、とゞき候へば御しらせ可被下候、まづはあらあらめで度かしく

二月四日(明治六年)

お梅ごのへ

ひろふみ

第十三書

(和蘭より)

二月十七日佛國出立、同日白耳義國に到着、同二十四日同國出立、同日和蘭國へ罷越、此節ラ
へ一と申和蘭之都に滞留罷在候間、此段一統へ爲御知可被下候、來月五六日頃より獨乙國へ罷越
可申、夫迄は當國に滞留之積りに御座候、去十一月二十三日横濱より之手紙相届申候處、眼病今
以平癒不致由、其後如何候哉、便宜次第爲御知可被下候

山城屋自殺之由電信にて承知、如何の次第に候哉、甚懸念罷在申候、勇吉お生無事に候哉、是
亦御申越可被下候、序に寫眞御送可被下候

相變候事御座候へば時々御申越可有之候、今日は至て忙ヶ敷候に付、別に委敷不相認、無事之段
御しらせ迄一書如此に御座候也

二月二十七日(明治六年)

留守中

博文

第十四書

(獨逸より)

今年は、よろろつばはこの外あたゝかにて、雪もあまりふり不申、旅行には大きに仕合申候
日本は、此せつは、おい／＼櫻など咲かけ候ころにて、ことに東京の景色は尙更よろしかるべく
とぞんじ候、手紙はいつも滞なく相届き、いづれもかはる事なき趣を承り、よろこび申候、勇吉
お生も定めて恙なく成長致候はんとさつし申候、便あれば寫眞御送り可被下候、去る二月十七日
佛國を出立して白耳義へ參り、又和蘭陀に往き、唯今は、ゼルマンの都ベルリンと申處に滞留な
り、何國もよきさとりあつかひなれ共、殊に此國にては手あつき事にて、昨夜も國王の御殿にて、
國王太子皇后などと一同に食事せり、又諸所方々の見物にもよく世話行届、一方ならぬ仕合な
り

そなた眼の病は近頃いかゞなりたるや、相かはらすいたみ候や、おこたらず療治第一なり、た

よりに様子御聞せ可被下候

此寫眞は和蘭陀にてうつしたれば、あまりよくでき申候へども、ありあはせゆへ送り申候、又後のたよりによき寫眞はおくり可申候、皆々様へよろしく、いそがしきゆへ別に手紙はおくり不申候、めで度かしく

三月十三日朝(明治六年)

博文

お梅どのへ

第十五書

(露國より)

正月二十二日ころの手がみをうけとり、そのごはふみもまいり不申、いかゞかとあんじをり申候、さだめて御ぶじ御くらしのことゝすいさついたし申候、われ事、いつもかはらず無事にたびいたし候間、御あんしん可被下候

勇吉、お生まめにてせいちやういたし候や、われ事このせつは、おろしやと云國にきたり、さ

むさのつよき處なれども、明後日はまた出たつ、でねまるくと申す國にまいり申候、じこうもよくなり可申、しかし風もひかず、すこしもさはりなきことなれば、御きづかひ被下間じく候、おそくとも八月のすゑにはかへり可申つもりに候間、御まち可被下候

その後はめの病氣いかゞ相成候や、おひくくよろしきほうといのりをり申候、此ののちは手紙御だしにてもゆきちがひ候に付、御おくりにおよばず、朝夕ようじんかんようなり

四月十二日(明治六年)

博文

お梅どのへ

第十六書

(伊多利より)

追々あつさのせつに相成候處、御無事に御くらし、めで度ぞんじ候、此間はよきしやしん相とどき、かたじけなく候、我事すこしもさはりなく旅行いたし候間、御あんしん可被下候
たゞいまは、いたりあのろふまと申處にまいり居候、たいがいは九月ごろにはかへり可申候と

書翰

一五五

ぞんじ候間、あんしん可被下候

お生勇吉は無事に候や

御両親様へよろしく御申傳へ可被下候、此しやしん、ろふまにてうつし候間、おくり申候

山尾さまによろしく、此たびは手紙おくり不申候

めの病氣はいかゞ、あんじ申候、先はあら〜めで度かしく

博文

お梅どのへ

第十七書

(澳地利より)

追々暑氣に向ひ候處、先以御健康可被成御起居恭賀仕候、私儀不相替無事に旅行罷在候間、乍
憚御放念可被下候、本月二日伊太利國發足、三日澳斯多利國の都府維也納表に到着仕候處、此節
博覽會最中にて、世界各國の人民群集、隨分可驚壯觀に御座候、日本人も七十餘人罷越居、格別
珍しからぬ有様に御座候、節一行も兩三日内出立、瑞西國に赴き可申、是は此の國の隣國にて

鐵道なれば一日半位にて罷越可申候

瑞西相濟次第直に歸國仕候乎、又葡萄牙國に罷越候乎、此節御國政府へ電信を以伺ひ中に付、返
答次第進退可仕心得に御座候、葡萄牙國の隣國イスパニヤ此節内亂にて、旅行難澁に御座候故、
舟路ならでは難赴候故、相伺居申候、未だ屹度治定不仕候へ共、來る七月六日又は廿日の船便兩
様の中には、是非出帆歸國の筈に御座候故、八月末又は九月中頃過までには日本に歸着可仕候。

山屋兄へ別に書帖差遣し不申候に付、此書帖御見せ可被下候様奉願上候、お梅へもいそがしく
候故手紙認兼候間、此段爲御聞可被下候、時下暑中御自愛專一に奉存候、誠惶頓首

六月十五日(明治六年)

博文

尊大人座下 奉呈

此書帖一同種物類差送申候間、秋時之分御時付可被成候、尤田中顯介留守へ毎封の内より半分
程宛御遣可被下候、同人へ約束仕置候

第十八書

書翰

(瑞西より)

追々酷暑に赴き候處先以御滿堂様御健康可被成御起臥恭賀此事に御座候、陳ば追々回覽も相濟候に付、今月下旬には出帆歸國の積りに御座候故、九月中に罷歸可申候

旅中更に相變候儀無御座候間、御安心可被下候、紙上に有之圖面此節滞在の旅宿に御座候、誠に絶景の場處、今兩三日も相滞可申心得に御座候、井上山尾其外へよろしく御傳言可被下候、お梅へ別に書帖差送不申候間、此段御申傳可被下候、爲其匆々頓首再拜

七月三日 (明治六年)

博文

尊大人座下

明治十五年洋行中動靜を報ぜし書翰

明治十五年、公は勅旨を奉じ、憲法取調の爲め海外に出た、當時其の動靜を報じたものである。

第一書

(新嘉坡より)

皆々御無事にてめで度ぞんじまゐらせ候、我等事も何のさほりもなく船にてくらし申候間御安心可被下候、三月廿六日香港と申處よりおくりたる手紙、もはや御受取相成候事とぞんじまゐらせ候、明日は印度のシンガポールと申處に着船のはづゆへ、その處よりのゆうびんにて此手紙をおくり申候、シンガポールと申ところは、日本より凡千五百里ばかりの地なり、一日のたい留にて、明後日は又々出船のはづに御座候ゆへ、このつぎは、便り少々ひまごり候かもはかりがたく候、その地よりも留守のやうすを手紙にて御申遣可被下候、御兩親さまへよろしく御申傳可被下候、先はあら〜めで度かしく

四月一日 (明治十五年)

博文

梅子ごの

小供等に、わづらはぬやうにして能く稽古せよと御申聞かせ可被下候

第二書

書翰

(ネーブルより)

追々暑さの時節に相成候處皆々御無事めで度ぞんじ候、三月廿四日の手紙五月七日の夜に受取申候、お生の日記五人揃ひの繪姿題歌共、いたつて面白く、下田奥さまへもよろしく御禮御傳へ可被下候、我事香港出帆以來一度の浪風にも出逢ひ不申、氣候も至て温和にて、やすらかなる船路をわたり申候、四月の二十二日に蘇士と申す處に到着し、蒸汽車に乗うつり、埃及と申國の都なる回路カワと申所にいたり、六日の間滞留、いろく見物などいたし、其國の王さま又は役人などにも面會せり、同廿九日に出立してアレキサンデリアと申す港に到り、此處より船に乗り、伊太利亞國のネーブルと申處に到着、五月七日其都ろふまに入る、此處に今日までとう留、今晚より蒸汽車にて又々ゼルマン國の都ベルリンと申處にまいるべし、青木公使の居る處なり、そこには四五ヶ月間もとう留するつもりなり、尙到着の上くはしく申進すべし、春雄もいたつて機嫌よく候間、高杉へよろしく御傳へ可被下候、山縣下田のお奥さま方へ、御序によろしく御申傳可被下候、先はあらくめで度申殘候不具

五月十二日(明治十五年)

博文

お梅どのへ

御兩親さま毛利さま方へよろしく御申傳可被下候

第三書

(ベルリンより)

追々暖氣のせつに相成申處候、皆々御無事に御くらしのこと、めで度ぞんじまゐらせ候、我等こと五月十六日にべるりと申處に到着、當分は此處にどうりうすべし、此處は、よろろつばにて第三のにぎやかなる都にて、人のかず百三十萬餘り、家の作りなどは大がい五階六階にて、處處に、庭園ありて、そのきれいなること筆に一寸はかきつくしがたし、このごろ夜のみじかきことまたおどろくべし、夜の九時半ごろにくらくなり、二時半ごろには夜明けなり、すこし長ばなしをすと、寝る間はなくなる、しかし、あつさのやはらかにして、蚊の居ないには、安氣のものなり、お生よりの日記兩度相とゞき、その後はいまだ受取不申、不相變べんきやうなるや、勇吉にも日記が出来そうなものとお申聞可被下候

御老人さま方へよろしく御申上可被下候、尙亦留守のやうすくはしく御申越可被下候、春雄も

書翰

一六一

無事にて勉強いたし候故、高杉へ此由御申通じ可被下候

下田奥さまへも宣布御申傳可被下候、先は無事にくらし候御報知迄めで度かしく

六月 六日 (明治十五年)

博文

お梅どのへ

第四書

(ストラスブルグより)

御両親さまはじめ皆々御無事めで度ぞんじ候、生子病氣も七月はじめ頃より全快との御ふみ相とゞき、かぎりなく悦び申候、勇吉も此せつは大にべんきよういたし候由、何卒おこたらず出精いたし候様御申聞かせ可被下候、此前のたよりに寫真さし送り置候故、御受取被下候事とぞんじ申候、我等こと、かはる事なく、此節は方々旅行いたし居候、八月の末より有栖川宮さまに御めにかゝる爲フランスの都パリスと申處まで罷越、今日よりオーストリアの都ビエナと申處へ参り、十月の中ごろまで滞留いたすべく候、それより又どいつの都べるりと申處へかへり、當年

中はその處にとゞまり可申候、父上さまへ申上、白山のはなの岸に小松又つゝじ等の樹木を澤山に植付置被下候様御願可被下候、また屋敷内の道筋島のはし等にも成丈け澤山に樹木御植付被下候様御願可被下候、春雄(高杉の遺子)も至て無事に御座候間、高杉へ此よし序に御申傳可被下候、下田奥様へ生子御世話の御禮をよろしく御申傳可被下候、歸る時にはよき西洋の産物を澤山取歸り可差上と御申置可被下候、先は幸便に任せ一書匆々めで度かしく

九月 十一日 (明治十五年)

獨逸國ストラスブルグ府旅宿にて

博文

煤子どのへ

第五書

十月 二十七日 (明治十五年)

ヲ、スタリアの都、ウイン府、ホテル、インペリアル

八月末出の手紙並に生子勇吉の日記とも相届き皆々御無事の段目出度ぞんじ候、この地之様子

書翰

は春雄（高杉の遺子）罷歸候せつくはしく何も御聞取被下候事とぞんじ候、井上勝之助死去之事

（訛傳）はいかにも残念至極之事にて思ひもよらぬ不幸、井上にも大愁傷の事と察入申候

我等事も九月中旬より澳國の都ウインに滞留いたし居候處、來月四五日頃より又々伯林へかへ

り可申候、當分は彼地にとゞまり可申候、上野も五六日の内には此地に到着のよしに付、何も留

守の様子くはしく同氏より可承事と相樂しみ居申候

此便にて、お生へ紙文庫一つ、勇吉へ繪道具一つ、中村彌六と申人へ相頼差送り置申候、その

内勇吉へ送りたる品物の代金は、中村へ取替置吳候様たのみ置候故、中村來訪のせつ聞合せ御拂

かへし可被下候、お生へ送りたる品の代は、我等直に買求め候故已に拂ひ置候

御兩親さま山尾さま山縣奥さま下田奥さま毛利さま等へ厚く御傳言可被下候、先は幸便に任せ

一筆勿々申入候、めで度かしく

十月二十七日

博文

梅子どのへ

春雄の荷物は平田東助方へ送りたる由に候、到着次第受取候様高杉へ御傳言可被下候

第六書

伯林府

十一月八日の手紙並に寫眞四葉共に昨二十五日に相届、一同御安健之趣喜悅此事に候、我等事

も至て無事に御座候故御安心可被下候、此前便に生子勇吉へ金時計一つ宛差送り置候處、相とゞ

き候哉、受取たる晩には嬉しくて眠られ申間敷と御察申候と御申聞せ可被下候

御兩親さま方へよろしく御申上可被下候、明日よりシーボルトと申人の妹の嫁入先へ四五日滞

留にて参り候筈なり、其家は餘程大家にて家内一同大なる城郭に居住せり、日本の昔の大名な

り、旁少々忙敷候故委敷書狀は後便に差送り可申候めで度かしく

十二月二十六日（明治十五年）

博文

梅子どのへ

第七書

正月十二日の御手紙二月二十五日に相達、皆々御安然に御超歳之由めで度ぞんじ候、我等事至

書翰

て健全に御座候間御安心可被下候、二月十九日に伯林を出立、獨逸國の諸名所を遊覽の上、只今は白耳義國の都なるブルツクセルと申所に滞在せり、兩三日内より英國の龍動へ罷越可申筈なり、英國に四月末頃まで滞留の上、五月の末より六月の初に掛け日本に到着可致つもりなれば、御目にかゝるの時期も不遠と樂しみ居申候、先は幸便一筆申入候、勿々めで度可祝

二月二十八日（明治十六年）

博文

様子どの

第八書

此頃は櫻花开落の好時節、皆々依例御無事御暮の事めで度ぞんじませ候、我等何の故障も無之滞歐罷在候間御安神可被下候、此度魯帝即位の大禮式有之、我等事全權大使の勅命を奉じたるに依り、近日此地出立にて魯國へ罷越可申候、歸朝の期は多分八月頃に可相成とぞんじ申候、御兩親さま小供等へもよろしく御傳言可被下候、めで度かしこ

四月三十日（明治十六年）

博文

梅子どのへ

支那行の途上より送りし書翰

明治十八年、天津條約締結の爲め支那に赴くの途上より夫人に送りしもの。

分袖後皆々御無事めで度存候、我等一行本月一日午後十時頃に神戸安着同三日午後六時まで滞在、四日午後四時頃下ノ關を過ぎ五日朝六時頃長崎へ安着、いづれも安健に有之候間御安心可被下候、我等船中にて少々風を引添へ、夜中はせきのため聊なやみ候、最早大いに快き方に候間御氣遣被下間布候

海上は横濱より神戸迄之間少々風波有之候而已にて、神戸より長崎までは頗平穩にて皆々大悦びに御座候、先は旅中之概略御報而已、餘は支那到着之上可申進芽出度かしこ

三月六日朝

博文

煤子ごの

生子どもの

尙々勇吉へもよろしく御申傳可被下候

憲法起草の場所夏島別荘完成を報ぜし書翰

夏島の家も此ごろ出来いたし、海邊の空氣は至て清涼にて心持大によろしく候、尤此ごろの雨天勝には少々閉口いたし候へ共、日和のよき時には後の山廻り海岸の貝ひろひ等にて餘程おもしろく日を送り申候、さかなは近處の網引などに頼み候へば隨分澤山に取り來り候、是も又餘程面白候近日の内天氣のよき時に二三日の滯留にて御こしはいかと、御こしなれば横濱より小蒸汽船一時間餘りについこられ申候、そのせつは横濱迄出迎ひ可申候間、前以御しらせ可被下候、お生さん其の外へよろしく御申傳可被下候、此間より井上、森、山田、杉、其外追々尋問有之いづも賑々敷事に候、昨夜戸田の案内へ御こし有之候哉、先は無事の段御報知迄一書、匆々めで度

かしこ

六月九日夏島 (明治十九年)

博文

梅子ごの

嗣子勇吉の疾を憂ひて夫人に報ぜし書翰

公の嗣子勇吉、即ち今の博邦公は明治十九年獨逸に留學し、二十二年八月病を以て歸朝した。公が之を神戸に迎へ、病状を報じたものである。

電報にてしらせ候とほり勇吉事二十二日の早朝上陸久々にて面會、元氣も至てよろしく大きに安心いたし候、乍然病氣のもやうは随分かるき方には無之候故心配の至に候、幸に長與先生京都に來り合せ同道にて神戸へまいり、醫者の手當萬事世話を願ひ、何も残る處なく行届き、是亦仕合無此上事にぞんじ候、我等事も兩三日の滯留にて歸京のつもりに候處、當地へ殘し置き候には萬事不都合なきやう取極め置き不申ては不相成候故、四五日位は延引いたし可申候、乍去今月末にはかへり度とぞんじ候、長與先生御歸京の上早速夏島へ御越、病氣の様子御聞かせ可被下との

書翰

一六九

事に候、御面會能く御聞取、且厚く御禮御申述可有之候、末松並に生子へもよろしく御申傳可被下候、めで度可祝。

八月二十四日

榎子ごの

博文

外國人の新聞紙屋を饗應する知らせの書翰

明治二十三年一月、山縣内閣の時、公は閑雲野鶴を侶とし、小田原の別荘に屢々老親を見舞うた。本書は其の途上に生じたる雑務を報じたものである。

先日出京の節は夜中御邪魔色々御馳走多謝の至に候、同夜は新橋より汽車に乗り候處、白耳義公使夫婦同車に相成鹿鳴館三條の晚餐に被招歸りなり小田原話を頻りに被申掛候、沖淺田等同車にて至て賑々敷睡眠も催し不申大に面白覺え申候、富貴樓一泊、翌朝小田原へ歸り申候、勇吉も其後異狀無之、橋本國手も過る二十四日來診有之、患部の検査も充分行届き、將來之養生法をも被示、好都合に有之候

過日御依頼申置候書生等に月給御渡の事に付、來二月分よりは本田へ可相渡分も御願申度候、右は毎月〇圓宛渡し來り候趣に候、此外に厩の入費及上林並に別當の月給も併而御手許より御拂方被下候様御依頼申上度候、金額は勿論其前に御送り申置候様可致候、尤今月分は四人の書生而已に有之候、明後三十日にはカルクウード氏英人エドウィン・アルノールド氏を同伴小田原へ尋來候筈に有之候、右英人は新聞紙屋にて、我等に面會を乞ひ種々致談話度との事に候故、外國人の御客は少々困り候へ共斷る譯にも參り不申、晝食を宮の下の藤屋へ申付、田舎西洋料理を饗し可申筈に候、謙澄主へは別に書翰差出不申候故、宜布御申傳可被下候、當地は兩三日來兎角雨天勝にて日光を見る事甚稀なり、東京は如何に候哉、定て同様の天象ならんと御察申候、書餘後鴻に譲り可申、草々芽出度申納候可祝

一月二十八日

博文

生子ごのへ

議院火災に就き報ぜし書

書翰

明治二十三年、第一議會の時、議院焼失し、公が現場に在りて、状況を報じたる書。

昨夜十二時過より衆議院之出火にて、貴族院も類焼せり、一時半頃より四時頃まで火事場に居り、色々世話いたし候處、到底消留候事の出来る譯にも無之故、四時頃より歸館せり、看護婦病氣にて歸り候由、代りの者一人差送りもらひ度と慈惠院へ申遣候へ共、目下少人數にて一人も無之に付、是迄參り居候看護婦兩三日相立候へば全快可致見込に付、其上にて差送り可申との事也いづれ近日の内一應歸り可申に付其節御話可申候早々不具

一月二十日

博文

梅子どのへ

廣島大本營所在地よりの書翰

明治二十七年、日清戦役に付き、大森廣嶋に進んだ。公が同地より寄せたものである。

第一書 (風聲に届して廣嶋に赴く途上の事件を報ぜしもの。)

東京皆々御無事の由勇吉書翰にて申來り大に安心之事に候、此地聖上陛下益御機嫌能被爲涉、

供奉の面々も至て健全、陸軍海軍の報知も追々相達、今日までの處は大勝利にて、聖上陛下にも御満足に被爲思食、大本營一同も大慶之至に候、拙者事本月十三日東京出發後汽車にて大山西郷兩大臣の携られし洋食の辨當を澤山に食ひ、その後途中に日本お辨當を相應にくひ候處、晝過より少々氣分よろしからず、名古屋に到着頃は熱氣を感じ候ゆへ、旅宿に着し直に熱度を計り候處三十八度六分位有之候故、酒の二三杯も飲み候は、何事も有之間布と存の外、夜中頃俄に熱度高くなり、三十九度九分に上り、宮内省より醫師も參り、或は腸胃風邪の爲ならんとの事にて、發汗など致居候へ共、却て寒けの氣味にて、翌朝に到りても熱度下り不申候故、名古屋病院の醫師兩名を呼寄診察を乞ひ候處、或は肺炎と相成も難計との事にて、自分には甚難相信と存居候中、服藥等も別に相用ひ不申候得共午後より次第に熱度相減じ候、併し下痢の度數を重ね中、腸胃の方は容易に平癒に至り兼候處、別に痛みと申す程の事も無之、只うるさき事の限りに覺え居申候、其翌十五日には出立のつもりに候へども、醫師先生中々承知せず、終に東京よりベルツ先生を皇后陛下より御遣しとの事に立到り、甚恐縮に存居候處、十五日夜半に到着相成、診察を受候、肺には申分も無之との由、初て自分の信じ居たる通りに有之候ゆへ、其翌十六日の午前九時の汽車にて、神戸迄參り、氣分は次第によろしく相成候に付、十七日には廣島に參り度ぞんじ居

候處、聖上陛下の御附の醫師も廣島より神戸迄御遣しに相成居、其勸めに依り一日は休息可然との事に付、神戸に滞り、隨行之連中に勝軍のお祝ひ抔いたし、十八日一番の汽車にて此地に参り申候、その後も少々は腹工合よろしからぬ事も有之候へ共、日々御用には差支へなく、此様子なれば近日の内必全快無疑事に候故、御安心可被下候、末松もこの地に立寄り歸京いたし候ゆへい細御聞取と存じ候、先は御見舞旁おそまきながら一筆如斯に候、勇吉お生お朝諸先生へもよろしく、目出度可祝

九月二十九日

博文

梅子ごのへ

第二書

(大本營内の消息を報じしもの)

本月十日の手紙只今相届候、其後は追々病氣も御全快の由大に安心いたし候、御老人方も至て御健全の由何よりめで度ぞんじ候、末松も一昨夜着の處少々風邪にて引籠り保養中の由にて未だ

面會不致候へ共、別段の事は無之由、只咽喉カタルにて頻りにラビスを塗り居候由屬官の者來り相咄し居候

東京廣島は寒暖は左程替り候事も無之様ぞんじ候、尤晝の間は随分暖氣に候へ共夜は少々寒さを覺候氣味有之候

大山陸軍大臣も此度第二軍の大將にて出張の筈、多分一週間位には出立可相成、井上内務大臣も公使として朝鮮に出張の筈、野村を其代りに内務大臣に被仰付筈なり

山縣大將も朝鮮の寒さには少々困り候事と被察候、いづれ今月末迄には今一度大戦争可有之つもりに候、又々大勝利の報告を得度と祈居申候、其許廣島へ御越の事は至極よろしくぞんじ候へ共、議會相濟候上にて可申遣候、宮島も秋は紅葉随分見事に有之候由、先は御返詞而已、早々可祝

十月十二日

博文

煤子どの

生子より先日書狀到來宣布御申傳可被下候

書翰

第三書

明治二十八年四月、日清戦局終を告げ大森京都まで還御せんとするを報せしもの。

その後皆々御無事之由目出度ぞんじ候、聖上皇后兩陛下、いよ／＼來二十五六日の間、當地御發輦、西京まで還幸被爲在候筈なり、我事も御供か又は其前かに京都に行くべし、昨夜は廣島の市中より案内を受け、にぎやかなる宴會あり、そのせつの歌とておくり來りし摺物御笑草におくり申候、先日より勇吉西の手紙三度落手せり、序に宜敷御申傳頼入候、陸奥大臣今にはか／＼敷無之甚心配の事と存んじ候、先はあら／＼可祝

四月二十一日

博文

梅子どの

第四書

三國干渉を報じ併せて所信を告げしもの。

過る十日の手紙昨夜受取みな／＼御無事のよし、大に安心いたし候、此せつの、めんどふは、

ろしや、ごいつ、ふらんす三國が、支那より日本が朝鮮と支那の境にある土地をとりたりとて不承知を申出たることなり、いまふた／＼びいくさをはじめて數萬の人をころすよりも、とりたる土地をかへすほうがよきことなれば、天皇陛下におかせられても、そのとほりにせよとおぼしめしに付、すでにとりきめたり、日本人のわからぬものは彼れ是れとやかましくいふなるべしといへども、われは日本の爲にこれよりほかに仕方なし、御安心あるべし、末松もかへり大に仕合なり、西も今日は廣島に着のはづ、近日にかへるべし、生子よりも手紙受取たれどもいそがしき故返事せず、よろしく頼入候、早々返詞のみ可祝

五月十二日

博文

梅子どの

支那より寄せし書翰

明治三十一年六月、公は内閣總理大臣を辭し、七月大磯を發し朝鮮を経て支那に遊んだ。當時支那より寄せたものである。支那の内情に就き委曲を盡してゐる。

書翰

第一書

御送りの冬物はたしかに相届き大に仕合なり

八月二十日及三十日附の手紙本月十一日天津にて落手、其後の様子相分り一同無事之段幸福の至なり、去月二十三日仁川より一封を發したる後、二十五日朝鮮京城に入りたる處、皇帝及政府人民よりも思の外親切なる待遇にて夢の如き心地せしに、天津に來りて見れば、清國の上下我を歓迎することは中々筆にも文にも書き盡しがたし、明日より北京に行くはずなり、皇帝陛下も頻りに待兼の御様子、必らず直に謁見のある事と察せらる、當天津滯在中も日夜宴會にて忙がしく多數の支那人參り、支那の爲めに力を盡してくれろと依頼するもの引きもさらぬ勢なり、今日迄聞く所にては皇帝は餘程賢明なる君主らしき様子なり、年齢はまだ二十七歳と申事なり、北京に行けば色々の下問もあるらしき評判あり、委細は北京より申送るべし、隨行檜原陳政眼病にて無致方仁川に残し置きたり、全快せざれば日本に返すはずに申付おきたり、其外は一同無事、大岡の義太夫、時岡の團十郎も、日本人宴會等の節には時々出かけ面白き事なり、勇吉、末松、西、鮫島等へも御面會の節宜しく御傳言頼入り候也、早々不備

九月十三日

天津

博文

梅子殿

第二書

北京公使館にて認む

九月十二日夜の手紙二十三日北京にて受取、皆々御無事の由目出度ぞんじ候、當年も尙又嵐ありて庭の植木大に損じ候事残念之至なり、天津着後一封出し置候故御受取とぞんじ候、十四日に北京に來り候處、中々のもてなしにて、二十日に謁見もあり、其取扱も今までに先例もなきほどのていねいなることなり、其後慶親王と申て先づ總理大臣に當る皇族のちそうあり、これも今までになきことなり、しかるに、二十一日に俄かに變動ありて、皇太后政事をとらるゝ事になりたり、これは今の皇帝あまり改革ずきにて、萬事日本にならひて、衣服等も西洋流にあらたむるといふほどの下た仕組のあることが皇太后の耳に入り、大不承知となりたりとの事なり、又一説には皇太后をはいするといふことを企たものありともいふ、どれがほんとか支那のことは中々わ

からず、又張蔭桓と申大臣あり、此人は昨年同船にて横濱までかへりたる人にして、二十八年の一月には廣島にも使節として來た人なり、此人俄に捕らへられて今朝は殺されるかもしれぬと申程の事なり、此人は皇帝の御氣に入りにて皇太后の氣に入らぬ人なり、李鴻章は皇太后の氣に入りなれど皇帝の氣に入らぬと云ふやうなるわけにて、今月のはじめに李鴻章免職せられたる時は、張蔭桓がわるく皇帝に申あげて、今度は李鴻章の手より皇太后に張蔭桓の事を讒言せりなど噂するものあり、いづれにしても兩人とも知り人のことゆへ殺さるゝと云ふはあまりのことなるを以て、昨夜李鴻章に是非とも張蔭桓を助くることに盡力せよと申遣したり、張の外にも捕はれたる人は四五人あれども大臣にはあらず、慶親王も多少關係ありと見へて昨日より病氣と唱て引こもれり、今日のもやうにては何事がおこるか知らぬと申て、又々心配の最中なり、今晚英の公使に晚餐に案内をうけ、明日は總理衙門に案内をうけ、明後二十八日晚には日本公使館にて夜會のはずゆへ、二十九日に天津にむかひ出立のつもりなり、大岡今日より出立、玄海丸に乗り日本にかへるはず、檜原眼病もなほり、朝鮮より來り、その他の人々は、いづれも無事なり、勇吉、末松、西其他へもいつものとうりよろしく、生子よりの手紙は四五日前にたしかに受取たりと御申傳可被下候、大岡歸朝のうへは大磯にも參ると申居候ゆへ、くはしき話御聞取可被下候、

先はあら／＼御返事までめで度可祝

九月二十六日朝

博文

梅子様

第三書

九月二十三日出の貴書一昨五日に受取り、皆々御無事之段承知大に安心せり、北京より同月二十五日一書相認め二十七日天津出帆の玄海丸にて送り候に付、最早御受取り相成候事と存じ申候其後二十九日に北京出立同日天津に下り、本月二日出帆の新濟と申支那の汽船にて五日に上海に着船せり、到處支那の官吏は言ふに及ばず學者商人に至る迄頻りに尋ね來り、我の來遊を悦び、我の話を聞かんとて饗應の案内に中／＼いそがしき事に候、今晚も四川の總督上海の道臺など申高官連の案内にて支那風の馳走あるはずなり、明八日九日兩日上海に止まり、來十日出帆の支那船にて楊子江を遡り宜昌と申處迄往くはず、其所より川上は蒸氣船上る事出來ず、河水の急流なるがためなり、上海より宜昌まで川蒸氣にて一千哩ほど登る事なれば随分面白からん、全體宜昌

より川上は支那第一の風景よき所にて、上り見たさ山々なれども、それよりは支那船を綱にて引上る事故重慶と申處まで二十日もかゝり、其處より昔の成都と申蜀の都あり、孔明の墓所もありて名高き所なれども、此度は其處までは參り申間敷候、夫故大概今月の末頃には再び上海に歸り可申とぞんじ候

先日申進したる北京の變動は今に取々の噂あり、皇帝は九月末に毒殺せられたりとも申説あり、又亂暴人ごも處々にて外國人に亂暴して怪我を負はせ、外國公使は外國の兵隊にて警衛する等騒動敷事は事實なり、今日西京丸出帆に付御返事迄相認め申候、皆々へ宣布御申傳へ可被下候、同行連中はいづれも無事なり、目出度可祝

十月七日午前九時

上海三井支店

梅子さま

博文

第四書

本月八日の船便にて一封差出候後、十日夜乗船、楊子江を廻り漢口に至り、張之洞に面會、四日間滞在、十七日夜船にて出發、十九日午後南京に到着、劉坤一に面會、二十日午後出帆、今二十日正午十二時上海に歸り申候、一同皆無事也、今月中は多分上海に止り、夫より近傍に出掛可申、皆々御無事の事と存候へ共、序に宜敷御傳言可被下候、今日薩摩丸出帆に付差急ぎ一書早相認候也

十月二十二日

博文

梅子殿

明治三十四年米國より寄せし書翰

明治三十四年五月、公は總理大臣を辭し、九月横濱を解纜して、米國より歐洲へ遊び、エール大學より名譽博士の學位を受け、オックスフォード大學よりも同様の學位を授けられんさしたが、之は旅程の都合上辭退した。當時米國より寄せたものである。

九月十八日横濱を發せしより海上も波靜かにして船中の旅客日本人西洋人とも日々四方の物語

書翰

りに日を送り、殊に船將の人柄甚よく、何人にも懇切に行どゞき、その上加賀丸は風波ある時も少しも動搖の恐れなく、其爲同行の連中船に酔ふものなし、小山は船には甚弱しと申居ながら、乗込たる翌日よりいつも食堂にて食事も出来るほどの事にて御察あるべし、本月二日の午後八時半シャトルと申港に着せり、此地は近來ひらけたる土地なれども、今は十万人以上の人口にて日本人も男女彼是千人も居住せり、我等到着の節には、煙火を揚ぐるやら、樂隊が出るやらにて、港のにぎはひ一方ならず、その後今五日迄は米人及日本人の歡迎の爲茲にとゞまれり、今晚八時の汽車にて東方に赴く筈なり、途中盛なる地方よりはかずくの案内ありて斷りきれぬ處も多し、尙此の後の様子處々より申遣すべし、留守中母上も不相替の御容體ならんと察申候、先は航海中の御報道まで早々申入候可祝

十月五日

梅子殿

博文

皇太子渡韓の事終り安堵の意を夫人に報ぜし書翰

明治四十年、公は明治天皇の勅諭を得て當時の皇太子たる先帝に扈して、任地たる韓國に歸つた。國語の殊域に出づるが如きは、我國に在つては眞に空前の事件で、公は兢兢として安んぜず、發足に臨んで大廟に詣で、神助を祈つた程である。當時該行啓の事終り、心境を夫人に報じたものである。

九月二十六日出立後此方よりは一回も手紙不差出御無音に打過候處、毎度留守中の事情細々御申越、いつもながら御心切之段感謝の至に候、皇太子殿下御滯韓中晝夜致心配候處、萬事何の故障もなく相濟み、大に安心仕候

有栖川宮殿下の供奉にて勇吉も歸京之趣御手紙にて御申越、御滯京中の様子御聞取被下候事と存候、末松より度々手紙も受取候得共、早晚もいそがしく、返詞も不差出、兩人御面會のせつ宜敷御申傳可被下候、韓國地方の暴動于今片付不申、是も大に心配の事に候

此地秋の季候は至て宜敷、昨日は天長節、八百人以上の園遊會、随分賑々敷事にて、萬事都合能相すみ候間御安心可被下候、先はつもる御返事まで、一書めで度かしく

十一月四日

博文

梅子さま

書翰

韓國より躑躅を夫人に贈りし書翰

明治四十一年四月、韓國皇太子同伴歸朝の事終りて、公は一旦京城に歸任した。當時、韓國より躑躅を夫人に贈つた書である。

毎度留守中様子細々御申越被下感謝之至に候、且いづれも無事之由安心仕候、此程送り候躑躅も相届き候由、右の花は昌徳宮と申目下韓國皇帝陛下の居住の裏手なる深山の御苑の野生に咲きつゝある内の小きを二本、植木大鉢に入れさせて、一本は我皇太子殿下、一本は韓國皇太子殿下におくれと宮内大臣に頼み置たるに、大臣の氣付にて、尙一本大磯夫人へおくり呉れとて持來り候ものなり

此地も氣候は時々相かはり、昨日は單物にても充分の處、今日は綿入にても寒き位にかはり勝なる季節に候、先は近狀爲御知申候迄、早々可祝

五月十一日

公 爵 夫 人

博 文

一昨日は天氣よろしく土曜日の事故、小宮、兒玉、古谷、國分は勿論、津輕、頭本、岩崎等の夫婦小兒迄不殘辨當にて後の山遊に招き、三十人計りにて半日の日暮しを致し申候、いづれも無事の趣も是にて御承知可被下候

韓帝の巡狩に扈從せるを報ぜし書翰

明治四十年夏、韓國光武帝、海牙密使事件の故に位を隆熙帝に譲り、公は統監として、新帝の下に銳意諸般の改革を行ひ、越えて四十二年正月、隆熙帝新世の盛運を示さんか爲めに八道巡狩の事あり、公は病を力めて之に扈從した。當時、南方の巡狩終りて、夫人に其の情を報ぜしもの。

新年目出度いづれも御無事御超歳の段、無限の歡喜不過之候、春來度々の御手紙、大磯東京とも相替り候事も無之由承り大に安心いたし居申候、いつもいそがしく返書も延引に相成、不本意の事に候、韓國皇帝南方御巡幸後は大に健康にて、又々北方に行幸の御希望あるゆへ明後二十七日京城發にて平壤義州等迄八日間の御旅行有之筈なり、我等事一週間前より少々風引の氣味、腸胃の加減よろしからず、只今まで養生中に候處、此度は熱度もわづかに三十七度八分最高度、最早熱氣は無之、唯大腸に少々申分有之候得共、充分致用心、明後日は皇帝陛下と同車北行可致候

小山も隨行之事に付御心配無之、來月三日には京城にかへり、十日頃出立日本にかへり可申つものに候、あまり返書及延引候故一筆如此に候、東京皆々宜布御申傳可被下候、めで度可祝
一月二十五日

公爵夫人

博文

韓國皇太子の我が學習院通學に關し末松子爵に送りし書翰

明治四十年、當時の皇太子たる先帝の韓國御渡航の結果として、韓國皇太子我國に留學することとなり、同年十二月公は之に伴うて歸朝し、四十一年更に此皇太子を伴うて關西に遊び、還つて暫らく函嶺に淹留した。當時韓國の碩學にして且つ屢々顯要の地に在りし金允植亦公を追うて來り、我が詞客等と詩酒徵逐する所あり、兩國識者間の親好嚮然たるものがあつた。當時公が韓國の太子太師として、衆議に徴し韓太子を我が學習院に入學せしめんとし、意を末松子爵に通じたものである。

函嶺滯在中貴翰接受、金允植蒙厚遇、本人の満足は不及申、於小生も萬謝不菅候、名吟大作震動兩邦事奉存候、皇太子漫遊も到處官民歡迎意衷之外に出候、吳港大阪兵器處造幣局等之巡視は熱中侵熱、頗公衆之耳目を驚かしたる有様に有之候、幸に十八日間一の故障も無之歸來、重荷を

卸し大に安心仕候、老兄輕井澤御滯留之事は差支無之と存候、尤來月に入り或は一時御歸京を促し可申歟も難測候、學習院通學之事に付一應集會之上高見を徴し度と存候、時日取極候上爲御知可申候間其節御操合可被下候、金允植は不遠内に爲致歸韓度と存候、是も明日本人面會之筈に付其節可致面議候、先は用事而已、早々拜復

八月二十八日

博文

青萍大兄

詩

歌

航西舟中作

以下數首皆維新前作

艤艫遙到歐羅巴。指點看過佛利加。浩々碧天雲捧月。
茫茫蒼海浪生花。一年身作他鄉客。萬里神飛故國家。
昨夜南溟今已盡。回頭帆上北辰斜。

偶成

撫枕沈吟夜不睡。傷時憂世淚如流。一聲杜宇三更月。
層得此身愁又愁。

書懷

馬關作

人生五十歲。詩酒宜爲娛。成事機兼勢。何論賢與愚。

丁卯初夏與石川等諸兄話時事

席上卽賦一絕以呈

京都作

那翁元是起孤島。壓伏歐羅建偉功。此間男子豈空老。機決須揮一世雄。

豪氣

明治初年

豪氣堂々橫大空。日東誰使帝威隆。高樓傾盡三杯酒。天下英雄在眼中。

書懷

讀書燈底靜無譁。自笑平生苦蔽遮。好擲胸間塵欲念。獨觀寒月照梅花。

灘浦眺望

輕舸如飛截水行。風烟絕處是華城。欲雨又晴夕未定。摩耶山上片雲橫。

次中島氏韻

報國真情誰淺深。非君無復語斯心。請看別代英雄業。時勢推遷古似今。

書懷

活識唯應知變遷。平凡何足悟虛玄。沽名萬世非吾志。注眼千秋宜察先。夷險往來如坦道。死生剝復任皇天。吾徒須盡勤王事。勿爲一身圖瓦全。

失題

流言呼起杞人憂。空穴生風自有由。雁去燕來花亦落。

未聞帷策補皇猷。

與國分某聯句

水光雲影入新詩。話到東山日暮時。國分
不恨聲名落人後。春風只怯誤花期。博文

讀岳忠武傳有感偶汚陸奧老兄

見寄詩礎

明治七年

禍海投身不厭深。為君常抱此丹心。縱然窮達憑天命。
豈有人情異古今。

浪華寓樓作

明治八年

樓臺影落大江流。人定四隣凄似秋。一局殘碁猶未了。
五更春月照新愁。

函館客樓作

明治九年

一夜涼風起海州。滿天秋色入吟眸。優游詩酒那邊好。
月滿臥牛山下樓。

烟波樓分得水字

濃情却在不言裏。何用推敲學窮士。起倚欄干捲翠簾。
夕陽西下天如水。

北海道巡遊中作

未看家信報平安。北海又逢秋月團。千里官游何日盡。
客窓風雨一燈寒。
朝來不判雨耶風。一片紅雲橫半空。風雨別橋停馬望。
惠山遙在有無中。

塞々匪躬奚念歸。 滿天風露濕征衣。 秋宵石狩山頭夢。
尙向黑龍江上飛。 湖海飄然奈此身。 明日福山々外路。
倏明倏暗思難真。 秋風吹送一行人。

明 減

一燈明滅坐秋宵。 少婦含愁酒易消。 湘水楚雲何處是。
曉風殘月路蕭々。

寄 友

聞說玉門百戰後。 樓欄已潰亦難防。 可憐一敗英雄志。
腰下空橫三尺長。

雨羽巡行中作

鳥山殘雪最河船。 羽後行過入羽前。 逢雨少留非偶爾。

山河於我有因緣。 松碧楓紅兩岸間。 六日半晴半宵雨。
秋風蕭瑟一蓬還。 經過陸羽二州山。 爲客無心滯北州。
憂時夜有淚難收。 一聲款乃長江水。
載得羈愁在此舟。

萬翠樓即事

明治十年

一簾新雨洗炎埃。 滿地脩篁綠作堆。 結屋幽溪流水畔。
清風颯自枕邊來。

甲東翁薨後七日會友人席上偶作

千載真知何處求。 英雄去後氣如秋。 連天風雨萬行淚。
濺遍蜻蜓六十州。

絕 句

洋々江河水。悠悠我心憂。江水流入海。我憂幾時休。

偶成

新聞所載虛耶實。虛實在吾不在人。世上諛言何足信。針砭却喜刺此身。

題日光寫真帖

明治十二年

呼霸呼王豈敢論。英雄遺業至今存。昇平三百有餘歲。海內誰言不浴恩。

赴熱海途上大磯曉發

明治十二年冬

早樛幾樹冒寒開。香氣薰人意快哉。殘月一痕東海曉。風從蓮岳雪中來。

熱海新年

明治十三年春

門外幸無投刺客。寒梅一朵是吾賓。金刀羽帽復何用。獨臥閑迎逆旅春。

熱海游中作

山翠重々匝小樓。挈家漫擬武陵遊。一泓碧玉靈泉水。欲洗胸中萬斛愁。

又

晴窓日暖氣如春。喜見漁樵自作隣。人事閑忙隨處異。清游始識養吾真。

又

一檐春雨破輕寒。殘醉醒來欲睡難。撚盡疎鬚詩未就。半宵剪燭費吟安。

又

獨木橋頭溪水縮。吟行得々傍山登。鐘聲遙在白雲上。欲訪梅花先訪僧。

又

群仙相會樂陶々。絲竹相和格調高。秉燭春宵貪一醉。不關塵海有風濤。

又

短筇來上日金山。五島十州指顧間。樵逕斜通東海道。白雲深處是函關。

函山

擁岳寒雲凝不搖。函關西去路蕭々。回頭已失來時迹。

步々身如陟碧霄。

日出

日出扶桑東海隈。長風忽拂岳雲來。凌霄一萬三千尺。八朶芙蓉當面開。

古關

古關何處尋。落日滿禪林。梅樹千年老。孤芳春自深。

流泉

流泉當戶冷。寒靄隔窓浮。夜深山更靜。人宿最高樓。

春風

春風起庭隙。一雨萬山青。隔水無人見。孤鷗落晚汀。

雨晴

雨晴春色動。日暖柳含烟。得意看花客。東風醉欲顛。

一路

一路春何處。清香追步飛。須臾林月出。疎影落人衣。

對山

煩襟賴酒開。詩思對山催。終日客窓下。推敲伴小梅。

庚辰一月遊網代憩松柏堂壁間

挂松菊翁詩卽次其韻

歲月如梭去不還。故人埋骨那邊山。無端官海風濤惡。看得浮沈轉瞬間。

錦浦所見

錦巖繡壁映波光。空洞石門臨釣莊。一抹蒸煙孤嶋外。火船飛過太平洋。

庚辰一月菲山弔柏木忠俊墓

短筇來拂墓前塵。寂寞山郵古寺春。平昔欽君濟時志。精神一片在斯民。

將歸京有作

昨宿山中聽水聲。今宵海驛又濤聲。都門明日紅塵裏。不是車聲卽馬聲。

漫吟

明治十四年

北風吹面解餘醒。激浪洪濤漲巨觥。閑却漢高三尺劍。

蘇張滿眼策縱橫

兵庫常盤樓上口占

明治十五年

滿座無人不故人。相逢談舊且談新。若令人事如吾意。四海一家天地春。

醉題馬關旗亭壁

論文諸友皆黃土。識面美人多白頭。十五年前狂杜牧。西遊還上舊青樓。

奉命赴歐洲船過蘇西運河

紅海水連地中海。無邊沙漠望茫茫。誰將偉業傳千載。一帶溝渠通二州。

地中海看月

征帆日夕向西開。客夢歸家已幾回。喜見黃昏波際月。今朝又照故園來。

入羅馬

山色青々入眼清。鐵車如箭截風行。回頭盡是曾游地。十歲重來羅馬城。

林子平墓前作

明治十七年

昇平三百年。舉世高枕眠。海內幾多士。君獨着先鞭。日本橋頭水。遠連龍屯天。邊防豈可忽。牢艦非漁船。精神凜如見。格言千古傳。我來弔墳墓。懷古淚潸然。

行李

行李飄然一卷書。乾坤到處有吾廬。青山白水風雲夢。

詩酒襟懷自卷舒。

題神戶繁昌記

昔時荒驛在何邊。十萬人家傍水運。兵馬當年紛糾處。繁華今日入詩篇。

須磨禪昌寺看楓

清時不用問桃源。携酒來尋紅葉村。漫擬風流狂杜牧。青尊相對到黃昏。

其一

聞道考僧移錫處。延文遺跡尚存留。滿山紅葉無人掃。風色蕭々古寺秋。

明石貴春閣作

把酒高樓幾捻髭。帆光鳥影動吟思。輕車來訪貴春閣。歌聖祠前題小詩。

自清國歸期有作

明治十八年

解紛不用于戈力。談笑之間又締盟。萬里歸舟風浪靜。載將春色入京城。

小園

小園人不到。撫景感何深。鳥影花香處。悠然天地心。

春雨

春雨眠方足。覺來日已高。小詩猶未就。鐵鼎起松濤。

陪車駕過長州作

路入家鄉感慨多。相知只有舊山河。豈圖少壯傲游地。

今日還陪御輦過。

留別故山諸友

衣錦歸鄉非我志。經綸一片費精神。故山諸友能知否。報國丹心未讓人。

熱海溫泉寺題藤房卿千歲松

古寺留遺跡。千載弔忠魂。被衲豈公志。眷戀望天闕。仰見後凋節。凜々與松存。

熱血紅

殘碁局未終。打劫管窮通。人若問胸算。唯餘熱血紅。

奉命巡視琉球

明治二十年

六隻艤幢旗色雄。鵬程萬里駕長風。誰知軍國邊防策。

辛苦經營方寸中。

夜深

月到中天雲劃開。斷橋幻出玉樓臺。夜深一鶴掠舟去。疑是坡仙赤壁來。

書懷

明治二十一年

眼前風物使人嗟。果敢誰能斷亂麻。閑却平生書萬卷。無端醉夢入長沙。

題金澤稱名寺

古刹無人訪。秋風掃落紅。圖書存萬卷。遺業在斯中。

夏島別莊次田中青山兄見寄詩韻

翛然未肯出風塵。儘好衣冠伴細民。浮世何如三島夢。

醉鄉且比五湖春。伯牙碎瑟豈無故。陳仲灌園還是真。
畢竟人生行樂耳。愛斯光景暫忘身。

又疊前韻

清時不許動纖塵。聖主仁明德撫民。天日緡光六百歲。
神孫垂統二千春。推誠報國心無愧。唱異違恩意豈真。
成敗由來在離合。誰能艱難致其身。

題東京日々新聞第五千號

讜言匡世五千號。激燭揚清任健毫。不怕風雲平地變。
按針一往駕奔濤。

二十一年九月自元山至浦潮

斯德作

韓嶺遙連魯嶺橫。滿天秋色海雲晴。一條鐵路工將起。
八箇砲臺築半成。割地講和既非計。交兵決戰豈爭衡。
東方從是應多事。坐看洪濤拍岸生。

書懷

海門風落晚潮平。客舍晴窓對月明。韓北韓南秋一色。
蒼空鳴鶴數聲橫。

二十二年紀元節恭賦

萬機獻替二十年。典憲編成奏御前。放眼泰西明得失。
馳心上世極精研。中興大業繩天祖。開國宏謨駕昔賢。
更始偕民至尊志。千秋瞻仰帝威宣。

南都懷古

明治二十二年

不見宸宮聳碧空。猶餘王氣與山雄。一千三百年前寺。春入伽藍深樹中。

題金井鳥洲畫

寥落遺跡惜隱倫。山川雲物為傳真。一時流覽同親歷。湘管能描十里春。

已丑晚秋日浴木賀溫泉寓樓壁間
挂容堂松菊二翁詩幅讀之不堪今
昔之感卽仍其韻賦二絕

文章功業將無同。英氣當年推二公。韓范唱賡詩幾字。雲烟飛動碧窓中。
顏家運筆勢雄哉。一朵雲烟紙上來。却憶維新功業迹。

優游笑付掌中杯。

幽居

明治二十三年

豈趁風塵入洛京。幽居半歲學狂生。九都正是春三月。李白桃紅各競榮。

眼前

眼前無物累吾心。到處孤筇伴醉吟。一路春風何限意。輕車載夢下蒼岑。

白雲

白雲雲裏小山房。鳥語泉聲春晝長。八十老翁誇健脚。孤筇疾步下羊腸。

小田原偶成

富嶽之東相水隈。雲波一碧倚天開。潮來海畔觀魚躍。
雨霽霄間送雁回。檻外風光添酒興。牕前鳥語作詩媒。
烟簑雨笠江湖裏。漁伴豈無呂望才。

已丑十月辭樞府移居相海之濱結
茅栽樹以居焉巖谷誠卿書送滄浪
閣三字揭諸門楣援筆自題

萬里風烟獨倚欄。滄浪一閣對蒼巒。歸林倦鳥先收翼。
逢雨寒花尙帶丹。世路狂波追鶴髮。人間晚節托魚竿。
休論宣室問神事。千古長沙淚未乾。

不期

不期麟閣策奇勳。去向山中避世紛。隔嶽斜陽光射浪。

涉霄孤鶴翼摩雲。

騫翮

騫翮凌霄志已非。老來豈復憶雄飛。孤雲一片秋天外。
滿目江山帶夕暉。

回首

回首滄桑幾變遷。天恩何幸賜殘年。明時別有江湖濶。
主宰一竿風月權。

曝背

曝背朝陽笑捫蝨。一聲大喝罵英雄。乾坤無物非吾有。
倏忽馳神到彼穹。

詠松賀某太孀人米壽

千年鶴骨聳亭々。不似百花逢雨零。王母蟠桃他自艷。貞心永媿老松青。

京都作

老來豪氣易銷磨。五十星霜夢裏過。欲向東山尋往事。荒墳累々故人多。

又

醉臥東山歲幾回。看花賞月意悠哉。茫茫宇宙有何事。無數英雄化作灰。

有馬瑞寶寺懷古

巖上弄梅當日遊。英雄遺迹至今留。溪雲漠々斜陽外。松碧楓紅古寺秋。

同鼓瀑卽事

浴後揮筇出。登臨呼快哉。深溪路窮處。飛瀑鑿巖來。

滄浪閣偶成

明治二十四年

不論世事與心違。只恐風塵到板扉。澗底歲寒松獨秀。天邊雪滿草猶暉。閑看雲影依危岫。更聽濤聲觸斷磯。白首空餘詩骨健。吟情和鶴碧霄飛。好避紅塵擬謫仙。清時豈買五湖船。門前又有風波至。孤客頻驚半夜眠。

岡山作

人生何必歎離群。把酒高歌到夕曛。地隔街衢臨碧水。樓開牖戶對青雲。百年籌策談忘我。一世經綸說及君。

後樂園中春未半。 楝花已謝有餘薰。

大津之變扈駕赴西京歸途作

行宮奉勅決軍機。 事定還隨龍駕歸。 明日湘南烟水上。
更將篋笠換朝衣。

飄然

昨在函山麓。 今居叡岳陽。 颺然來復去。 未必問游方。

訪佐藤信寬周南廬次梅城韻

明治二十四年山口巡遊中作

天恩未許說歸休。 一別何時期再遊。 無限周南好風景。
訪君且上海邊樓。

過清狂草堂

清狂老衲氣超倫。 鬱律禪林出偉人。 一代文章百年業。

精忠光射古精神。

大津客舍逢瀨戶崎橫山孤松

人生百事百難期。 白髮相逢亦一奇。 三十年前君記否。
松陰門下讀書時。

櫻山招魂塲志感

櫻山枕碧海。	四面群巒圍。	氣象萬千變。	朝嵐兮夕霏。
回憶當年事。	涕泗暗沾衣。	外寇犯邊海。	內訌迫禁闈。
天下如麻亂。	王道歎式微。	長防彈丸地。	率先揚義旂。
破敵於四境。	掃賊于京畿。	劍光如電閃。	砲彈如雨飛。
民傾產不顧。	士視死如歸。	邦君王佐器。	精忠排群譏。
勤王循祖訓。	正氣爲發揮。	一朝遭國難。	上下識所依。

斷行鬼神避。先天天不違。皇政終復古。赫々仰天威。
草木欣榮色。日月生光輝。嗚呼忠義士。功烈何巍巍。
英靈聚此土。衆目俱瞻睇。芳名萬々古。長與櫻花辭。

訪松下塾

道德文章叙舜倫。精忠大節感明神。如今廊廟棟梁器。
多是松門受教人。

萩城懷古

江山秀麗似仙鄉。依舊園花尙帶香。往事茫々人不見。
古城秋色自荒涼。

留別山口諸友

鱸魚雖美奈難留。淺水蘆花故國秋。草草歸來如異土。

明朝又去向并州。

過播州

雨後孱顏照眼明。行知天地帶秋聲。亂松斷續斜陽外。
一抹鹹煙是驚城。

謁楠公廟

元弘雖邈矣。烈士死猶生。節義千秋表。精忠百世榮。
凌霜松柏操。向日藿葵誠。成敗何須說。湊川終古清。

次折田五峯韻

十年誤讀古人書。三顧空思舊草廬。愧我悠々身未死。
楠公墓畔訪君居。

辛卯十二月書以博周布賢

臺一粲

竟夕坐高堂。清樽聊自樂。黃花倚短籬。風景不蕭索。

失題

明治二十五年

邊廷驅逐事干戈。生得夷酋奏凱歌。楊柳章臺春已老。此身未死意如何。

晚來

晚來風落宿雲收。湘渚春深人似鷗。十畝庭中獨栽樹。湛然自擬壽張侯。

客中思京

京城咫尺如千里。思美人兮天一方。風拂湘簾眠未就。一聲漁唱斷愁腸。

將歸東京題壁一絕

江山未許住漁船。又擲長竿朝九天。那似沙鷗身自在。浮沈不管只閑眠。

癸巳一月大磯陽和洞天口占

明治二十六年

詩酒三旬養宿痾。閑中日月占來多。芙蓉獨立群峰上。瞰下東洋萬里波。

寒梅

我愛寒梅自保真。冰心不獨適風塵。一枝花信香千里。隻手忽開天下春。

入京

梅花鐵骨復回魂。慷慨多吾志尙存。五尺小身三寸舌。

捧將天日答君恩。

明治二十七年六月所感

夏初天象測知難。雨去風來轉瞬間。豈啻乾坤獨如是。此中人事亦循環。

甲午七月作

所寄李中堂云

八道風雲未起塵。豈無醉夢到天津。知君豪放平生志。應有雄圖驚鬼神。

聞朝鮮牙山戰報

鐵嶺風光定奈何。天兵今日捲旗過。從軍誰記當年事。鬼將遺蹤到處多。

明治二十七年九月扈車駕赴

廣島恭賦

大纛西巡秋九月。雲霞出海揭朝暉。緬懷神武東征日。正是古今同一機。

奉命東歸車中作

明治二十七年

廣陵一夜忽天涯。又見芙蓉杯裡披。關左風光不須問。朝曦破曉出雲帷。

征清歌

大風吹起渤海浪。朝鮮八道戰塵颺。可憐小邦苦外侵。千里山河無城障。日東天子愛蒼生。直發三軍進大旌。君不聞海洋島外沈敵艦。又不聞平壤城頭鑿萬兵。潘陽胡族彼何爲。敢逞鴟張抗王師。早應燕京樹降幡。

長使東洋致緝熙。獅舌膽胡久苦饑。驚目耽々暗窺機。
割斷大事鐵與火。我武我文揚國威。

游嚴島

偷閑半日出行宮。祠畔停筇訪晚楓。兵馬倥傯人欲老。
天邊霜氣月如弓。

又

水碧沙明映萬檣。海邊一路好風光。飛鴻影沒湘雲外。
波際洲山點々蒼。

嚴島

嚴島風雲幾變還。天妃祠畔浪摩天。長留討賊英雄迹。
豈啻佳稱千古傳。

甲午十月廿一日廣島春和園雅集
分韻得山口占一絕以示衆賓

文壇諸將髮斑々。把酒推敲談笑間。筆陣千軍橫掃處。
王師已報定天山。

賦似明瑞

明治二十八年

童兒六歲氣如虹。下筆雲烟生坐中。大器晚成須記取。
英雄少小未英雄。

破窓

破窓月畫眉。一筵落梅時。有客揮椽筆。墨香飛入卮。

書感

干戈歲月兩推移。春雨秋風羽檄馳。北伐班師機未熟。
南航制海計何奇。挫強局勢雖遼遠。字小皇謨在輯熙。

鳥尾得菴來飲賦似

一從東海動兵機。五大洲中羽檄飛。遮莫王師頻報捷。
北燕風景近斜暉。

乙未四月作

長風萬里送人歸。訂約猶看羽檄飛。遮眼雲烟果何兆。
箇中消息是天機。

失題

平生私淑在前賢。肯冀微衷能動天。
(又作一任微衷不動天)

千古最悲諸葛志。挑燈時讀出師篇。

京都作

連雲樓閣出欄橫。六夕峯巒雨始晴。山色依然帶王氣。
一千年後舊神京。

二十八年五月車駕還幸東京博文

亦在供奉之列恭賦

大纛揚々去向東。凱歌載道萬人同。二千五百年前事。
執與中興偉業崇。

書懷

蒼烟白露望茫茫。千里江山草亦香。眼底乾坤堪瘞骨。
英雄何處不家鄉。

丙申元日對嶽有感自題小照

明治二十九年

資性由來天所賦。窮通有命復奚疑。心隨日月分明晦。脚履山河試險夷。今古一人誰是我。乾坤萬象即皆師。芙蓉岳雪千秋潔。孰此華巔志未衰。

次矢土錦山元旦詩韻

梁父吟成憶臥龍。風雲計豈在邊烽。英雄未見千年壽。人世何如萬戶封。荀孟性論頗失據。文明學術本無宗。五洲形勢君休問。春去夏來秋復冬。

先考歿後一日會妻兒於其舊宅修

家祭悵然有作

明治二十九年

隴上梅花零落時。池邊柳色綠千絲。主翁已作仙遊客。

誰復羅巾拂古籬。

又發思鄉感卽賦示兒子

故山千里外。孤客望天涯。草木逢春秀。人間逐歲衰。功名非素志。富貴負歸期。老大鄉情切。兒童奚得知。

二十九年大磯別業成仍揭李少荃

題滄浪閣三字其五月十三日招邀

東京名流落之有詩

維武維文日漸恢。中興熙運抵春臺。天心未籍伊周力。世上豈無房杜才。嶽色千秋含雪秀。滄浪一閣拂松開。尋盟茲會騷壇士。同捧君王萬壽杯。

又

南薰五月麥芒天。勝會時開雞黍筵。詩費推敲人即俗。
酒忘吟域客皆僊。山花巖上隨風落。水鳥波間帶雨眠。
休問浮沈塵世事。壺中日月自然遷。

謙集席上疊遷韻

風光已過養花天。四皓七賢來滿筵。忽覺松涼健身骨。
自誇艸閣集詩僊。夜闌還不妨君醉。波靜幸無驚客眠。
新綠陰中閑半日。任他塵事與時遷。

更賦一詩述雅懷

遭際風雲從六龍。貞心萬古托群松。閣臨瀛海寬千里。
牕對扶桑第一峰。者宿滿堂人藹々。鏘々和律韻雍々。
賦詩須記皇恩渥。嘉會如斯不易逢。

偶吟

一醉曲肱釣六鼈。不關百尺枕頭濤。草堂說劍坐微雨。
松籟鼓琴斟濁醪。奮腕刀工誇鍛鍊。撚髭騷客費吟勞。
王侯將相君休問。浩氣養來人自豪。

丙申五月二十四日青宮殿下臨大

磯別墅恭賦

雨晴東海啓雲霞。含咲芙蓉迎鶴車。賢德日隆輝四表。
恩光更及野人家。

題自畫富嶽圖

滄浪閣外玉芙蓉。無限雲煙望萬里。千古英雄孰如此。
欲携筆硯往相從。

偶成

中宵獨坐向燈前。援筆推敲達曉天。俠骨依然餘熱血。此心未可附雲烟。

丙申歲將赴臺灣有作

戰後烽煙迹欲無。百年長計在皇謨。節旄銜命辭天闕。去見海南新版圖。

名古屋關貞寺七州閣眺矚頗豁與桂將軍同遊卽賦

七州風景落眉間。前古英雄呼不還。欲起猿郎試相問。皇威今已及臺灣。

赴臺灣船中作

鳴臯時欲脫鷄群。萬里風濤共鶴聞。物外何緣忘境遇。世間有路出塵氛。晴光忽動南洋浪。孤影尙留東海雲。行視臺灣新領土。普覃皇化好敷文。

臺北旅館喜雨

夏山帶雨半天雲。忽見驚雷掃瘴氛。一陣清風來坐上。滿樓無客不欣欣。

題臺北城壁

同仁一視沒陰晴。須以斯心策治平。滿堂唱和乾坤動。日本皇帝萬歲聲。

臺灣巡視中作

卽是神州南海關。節旄今日入臺灣。一條鐵路穿山出。
 萬頃秋田傍岸環。鐵樹花開荆棘裏。水牛背露澗流間。
 途逢父老詢新政。只願皇恩及島蠻。
 際會風雲從六龍。宣敷皇化納蠻賓。百年草木霑新澤。
 千里車書脫舊封。淡水東流入蓬島。玉山北向揖蓮峯。
 鄭家遺蹟今何在。只見孤墳沒野榕。

廣島駐營將校爲征清役戰死者修
 祭賦此代蘋蘩

東海揚塵去年事。六龍移蹕廣陵城。提戈韓白辭宸闕。
 畫策蕭曹參幕營。敵國請降歸聖德。王師奏凱耀威名。
 軍團第五多忠死。來弔英魂淚欲傾。

偶感

去年今日侍鸞輿。咫尺天顏閱羽書。一轉乾坤事如夢。
 湘南煙水憶鱸魚。

書感

回首風雲幾變遷。仰看日月照山川。皇威已及臺灣島。
 兵氣全銷渤海天。麟閣留名羞老骨。烟波晦迹是神仙。
 五湖春色今方好。欲浮優游詩酒船。

可樂園詩並序

廣陵之東有小岡。曰比治山。山勢逶迤。長於南北。
 穿於東西。高不過數尋。沿河流而橫。西岸則面城
 市。東岸則秧田萬頃。暖遠漠々。頗富郊垞之趣。

茅屋參差。傍山斷續。皆漁樵細民之所居。其間有園。林泉清楚。足以棲遲。是保田氏之別業也。亡友山本信天翁。嘗顏園曰可樂。且列舉其可樂者。以作之記。今茲丙申十二月余西游過廣陵。主人款留數日。園中之泉石樹竹。皆怡於目。而暢於神。詩酒優游。撫景逍遙。余亦將樂而且忘歸。於是乎知主人之所以樂於此園者。不獨泉石樹竹之可樂。而又如樂人之以泉石樹竹為樂者。考槃在澗。碩人至樂。余與主人能解其意。乃為主人援筆題贈詩一首。其詩曰。

不是高人舊隱居。乃知處士小蒿廬。紅塵十丈無由到。有客時還讀我書。

自宇品至嚴島舟中作

身入仙寰自不知。天然風致即吾師。舟游半日煙波裏。擊楫醉吟歸去詞。

其一

曾扈變輿事遠征。廣陵秋色入眸清。重來自育并州感。又趁輕鷗尋舊盟。

嚴島彌山道場題壁

來掬神山雪。更驚造化工。逍遙遊絕頂。身在白雲中。

泛舟廻嚴島

七浦風光七里程。每逢一景一詩成。孤篷半日神仙夢。髣髴桃源遺世情。

題白雲洞

金風颯々夕陽中。閑倚溪樓對晚楓。不是樊川亦吟愛。天妃留我醉殘紅。

讀弘法大師慕仙詩

高山深海句靈奇。理智兩儀無復疑。來問大師停錫跡。憑欄且讀慕仙詩。

長風

長風吹不息。秋水泛仙槎。有客吟陶句。襟懷亦自華。

辭嚴島

還辭仙境落人間。多謝清遊數日閑。燈影如星紅映水。絃頭一笑別神山。

泛海卽興

八月潮高洶氣豪。一搏健鶻半空翱。扁舟載酒輕於葉。踏破狂風捲怒濤。

遊金澤宿四時總宜樓庭有大窪天
民所建上毛左羽某詩碑卽用其韻

連雨欲晴天漸明。湖光自與我心清。風收東海波將靜。雲斷西巒日未傾。會合何論曾有識。淹留誰道遂無成。扁舟載酒吾還醉。臥聽蘆灘魚躍聲。

斷雲

斷雲掠月行。秋氣帶霜橫。孤客望天外。鷄聲報五更。

枕頭

枕頭三尺劍。瓶裡一枝梅。夢覺寒燈底。病魔乞降來。

除夕辭京

五十六年餘半日。都門此去向何邊。春風明日屠蘇夢。好駕鳴臯朝九天。

丁酉元旦試筆

明治三十年

文質彬彬王政新。笑迎天下一家春。舉盃先頌成周德。援筆何須學素臣。

和芳川越山詠梅

群英衆卉奈零殘。誰似梅花獨耐寒。玉體含香何的爍。冰心避俗幾艱難。曾臨曉雪殷腔血。更立北風剝肺肝。世上榮枯寧可比。江南相倚竹千竿。

春寒

風雨春宵釀薄寒。群峯含雪入樓欄。忘機還醉滄浪閣。不管浮鷗冷眼看。

不知寒

滄浪高閣不知寒。晴日松梢照午欄。借問都門風雪裡。誰爲驢背灞橋看。

早起

早起檐前對碧叢。雨晴風落看飛鴻。篷牕櫓響松林外。茅屋炊烟麥隴中。造化元知無與奪。世途難免有窮通。人間何處均勞逸。勿說不如田舍翁。

雲波

雲波一碧畫圖中。沙白松青水拍空。晨起開牕對蒼海。
千帆破浪挂東風。

田舍

田舍雨初晴。南牕日未傾。老猿庭隙戲。錦襖水中鳴。
境靜閒眠足。酒醇醉味清。主人能引客。談笑慰羈情。

改葬亡女貞子從神戶移東京

爲親爲子果何緣。天壽由來皆是天。汝魄青山歸白骨。
汝魂宇宙在那邊。

赴英京途中作

碧霄鳴鶴入雲高。欲往從之氣自豪。萬里行程三十日。
巖山風雪兩洋濤。

湯本

雨餘山色碧浮々。綠樹白雲遮玉樓。終日泉聲洗耳處。
雨溪合作一水流。

題四聖圖

上下三千載。人間未識天。推之今古迹。萬事歸因緣。

金澤別業作

風雲一擲憶淵明。荒徑空留落後英。隴畝秋高孤鶴舉。
松林月上臥龍橫。海村草色含霜白。山寺鐘聲警夢清。
顯默隨時哲人事。無端對酒發吟情。

丁酉臘抄大岡硯海招飲席上疊滄

浪閣舊製韻

大海驚濤欲壓欄。恐看殘日沒西巒。孤松冬嶺凌寒秀。
衆卉春風迎暖丹。千古唯懷周室德。百年誰想呂望竿。
飛鴻忽報江南落。遮莫杯中酒未乾。

偶成

不須走馬入紅塵。雲鶴青松自作隣。筐有餘衣盤有食。
買書豈復更憂貧。

戊戌二月大倉氏墨水別野招飲似大岡硯海

形勢如今累卵危。西巒殘日欲傾時。任君(又作誰知)胸宇濶

於海。莫自人旁觀奕碁(又作成敗看來小似蟻)

春雨

明治三十一年

春風三月雨滂沱。孤客凭欄愁緒多。畢竟人生空役役。
老來吾亦憶烟簑。

寄題寒山寺

寒山存舊跡。有日復洪鐘。問法天臺上。應攀第一峰。

寒山寺鐘銘

姑蘇非異域。有路傳鐘聲。勿說盛衰迹。法燈滅又明。

題贈某新聞

縱橫論說筆堂々。氣似楸花墨亦香。寄祝春風詩一首。
名聲應與國光揚。

三十一年夏日偶作

以血爭名事却癡。推誠及衆復奚疑。堂々神武千秋業。正是功成在此時。

同

一心通萬古。兩眼照千秋。造化無窮意。看來消隱憂。

讀史

讀史元要着眼真。禍源畢竟在輕民。源平末路何須問。周室衰微亦有因。

失題

去年秋月碧雲天。行李飄然上客船。不問前程有夷險。風濤萬里任風遷。心無煩累意自爽。脫身黃塵骨欲僊。

世上誰解籬菊晚。詩人空識嶺梅先。鵬翼冲天接月兔。仙裳破雲向水天。星輝爛熳射人目。紅裳綠衣滿舞筵。恍焉疑是南柯夢。醒醉難分王者前。勿道人生無快樂。只應煩念頓可捐。天地由來無終極。不如天龍一指禪。

老驥

老驥思千里。求朋寰宇中。虛懷忘彼我。痼疾慕英雄。萬死平生志。千秋一寸功。天晴山色碧。雲斷夕陽紅。

將赴清國作

讀書誰道知天地。百術何緣浮太虛。欲試翱翔無羽翼。逍遙纔得托舟車。

又